

平成31年第1回

中津川市議会（定例会）議案

平成31年2月25日

## 平成31年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第17号	中津川市行政組織条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議第18号	中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・	8
議第19号	中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・	11
議第20号	中津川市積立基金条例の一部改正について・・・・・・・・・・	13
議第21号	中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文 化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・	15
議第22号	中津川市民福祉医療費助成金支給条例の一部改正について・・・・・・・・	49
議第23号	中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・	52
議第24号	中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	58
議第25号	中津川市墓地の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	61
議第26号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・	63
議第27号	中津川市犯罪被害者等支援条例の制定について・・・・・・・・・・	65
議第28号	中津川市地域まちづくり活動推進条例の制定について・・・・・・・・	69
議第29号	中津川市市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・	73
議第30号	中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関す る条例の一部改正について・・・・・・・・・・	75
議第31号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行 うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う 関係条例の整備について・・・・・・・・・・	77

議第32号	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
議第33号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
議第34号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
議第35号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
議第36号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
議第37号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
議第38号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
議第39号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
議第40号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
議第41号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
議第42号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
議第43号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
議第44号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
議第45号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
議第46号	工事請負変更契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
議第47号	工事の委託に関する協定の変更について・・・・・・・・・・	120

議第48号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
議第49号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
議第50号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
議第51号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
議第52号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
議第53号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
議第54号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
議第55号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
議第56号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
議第57号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
議第58号	角領辺地に係る総合整備計画の策定について・・・・・・・・	139
議第59号	塩野細野辺地に係る総合整備計画の策定について・・・・・・・・	140

議第17号

中津川市行政組織条例の一部改正について  
中津川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

市の組織を集約して柔軟に対応できる体制を構築するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市行政組織条例の一部を改正する条例

中津川市行政組織条例（平成16年中津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

### （5） 市民福祉部

第1条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号及び第13号を削り、同条に次の2号を加える。

### （10） 建設部

### （11） 環境水道部

第2条第1号に次のように加える。

エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

第2条第3号を次のように改める。

### （3） 総務部

ア 議会及び行政一般に関すること。

イ 文書及び法規に関すること。

ウ 情報通信に関すること。

エ 防災及び危機管理に関すること。

オ 市民生活の安全に関すること。

カ 交通安全に関すること。

キ 財政に関すること。

ク 行財政改革の推進に関すること。

ケ 財産及び契約に関すること。

コ 市税に関すること。

サ 他の部の所管に属しないこと。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

### （5） 市民福祉部

ア 社会保障に関すること。

イ 社会福祉に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

- エ 国民健康保険に関すること。
- オ 高齢者の医療に関すること。
- カ 健康及び保健医療に関すること。
- キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- ク 国民年金に関すること。
- ケ 墓地及び斎場に関すること。

第2条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号に次のように加える。

- エ 建築及び住宅に関すること。

第2条中第11号を第9号とし、第12号及び第13号を削り、同条に次の2号を加える。

(10) 建設部

- ア 道路及び河川に関すること。
- イ 用地取得に関すること。
- ウ 土地利用及び開発指導に関すること。
- エ 地籍調査に関すること。

(11) 環境水道部

- ア 環境保全に関すること。
- イ 廃棄物に関すること。
- ウ 下水道に関すること。
- エ 農業集落排水及び浄化槽に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(中津川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 中津川市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部」を「環境水道部」に改める。

議第18号

中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

会議室の設置について改めるため、及び消費税率改正に伴い、この条例を定めよ  
うとする。



中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例（平成15年中津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 市長は、規則で定める特別な理由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表2-2会議室の項及び2-3会議室の項を削る。

第2条 中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
コミュニティホール（全面）	1,320円	1,760円	1,760円
コミュニティホール（半面）	660円	880円	880円
1-1 会議室	160円	220円	220円
1-2 会議室	330円	440円	440円
2-1 会議室	330円	440円	440円
6-1 会議室	490円	660円	660円
6-2 会議室	330円	440円	440円
6-3 会議室	160円	220円	220円
6-4 会議室	160円	220円	220円
B-1 ホール	990円	1,320円	1,320円
B-2 ホール	990円	1,320円	1,320円
B-1 練習場	490円	660円	660円
B-2 練習場	330円	440円	440円
B-3 練習場	490円	660円	660円
B-4 練習場	490円	660円	660円

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、  
夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第19号

中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

人事院勧告に基づき、時間外勤務命令の上限時間を設定することができるように  
するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年中津川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第20号

中津川市積立基金条例の一部改正について  
中津川市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険の制度改正に伴い、国民健康保険事業の円滑な財政運営の財源として積立基金を運用するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市積立基金条例の一部を改正する条例

中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表国民健康保険基金の項中「保険給付費に不足を生じたときの財源」を「国民健康保険の保険給付及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に関する費用に不足を生じたときの財源その他保健事業に要する費用」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第21号

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

弓道場を廃止するため、及び消費税率改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例

(中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例(昭和60年中津川市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市付知弓道場の項及び中津川市福岡弓道場の項を削る。

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例(平成21年中津川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第8坂下総合体育館の部弓道場の項、中津川市付知弓道場の項及び中津川市福岡弓道場の項を削る。

第3条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項並びに第2条第1項及び第2項中「別表第17」を「別表第16」に改める。

別表第1から別表第16までを次のように改める。

別表第1(第1条、第2条関係)

区分			金額		
			午前	午後	夜間
中央公民館	ホール	舞台を使用する場合	2,800円	3,740円	3,740円
		舞台を使用しない場合	1,320円	1,760円	1,760円
	体育室		1,150円	1,540円	1,540円
	2-1 学習室		490円	660円	660円
	3-1 学習室		160円	220円	220円
	3-2 学習室		160円	220円	220円
	4-1 学習室		160円	220円	220円
	4-2 学習室		330円	440円	440円
	ギャラリー		330円	440円	440円



	会議室		330円	440円	440円
	和室		330円	440円	440円
	視聴覚室		490円	660円	660円
	料理実習室		990円	1,320円	1,320円
	相談室		160円	220円	220円
	森家和の文化室		410円	550円	550円
苗木公民館	ホール		1,480円	1,980円	1,980円
	会議室 1		660円	880円	880円
	会議室 2		330円	440円	440円
	会議室 3		160円	220円	220円
	和室		330円	440円	440円
	料理実習室		990円	1,320円	1,320円
坂本公民館	ホール		1,650円	2,200円	2,200円
	2-1 学習室		330円	440円	440円
	2-2 学習室		330円	440円	440円
	2-3 学習室		160円	220円	220円
	和室		490円	660円	660円
	料理実習室		820円	1,100円	1,100円
	相談室		160円	220円	220円
落合公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,980円	2,640円	2,640円
		舞台を使用しない場合	990円	1,320円	1,320円
	2-1 学習室		330円	440円	440円
	2-2 学習室		160円	220円	220円
	研修室		660円	880円	880円
	会議室		130円	170円	170円
	和室		490円	660円	660円
	料理実習室		820円	1,100円	1,100円
阿木公民館	1-1 学習室		160円	220円	220円
	2-1 学習室		160円	220円	220円

	2-2 学習室		160円	220円	220円
	研修室		660円	880円	880円
	和室		330円	440円	440円
	料理実習室		820円	1,100円	1,100円
神坂公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,320円	1,760円	1,760円
		舞台を使用しない場合	820円	1,100円	1,100円
	1-1 学習室		330円	440円	440円
	2-1 学習室		160円	220円	220円
	和室		330円	440円	440円
	相談室		160円	220円	220円
山口公民館	1-1 会議室		330円	440円	440円
	1-2 会議室		330円	440円	440円
	児童室		490円	660円	660円
	工作室		160円	220円	220円
	2-1 学習室		160円	220円	220円
	2-2 学習室		160円	220円	220円
	和室A		160円	220円	220円
	和室B		160円	220円	220円
	料理実習室		820円	1,100円	1,100円
	ホール	舞台を使用する場合	2,640円	3,520円	3,520円
		舞台を使用しない場合	1,810円	2,420円	2,420円
	坂下公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,650円	2,200円
舞台を使用しない場合			1,150円	1,540円	1,540円
中会議室			330円	440円	440円
大会議室			660円	880円	880円
料理実習室			820円	1,100円	1,100円
和室(全)			490円	660円	660円
和室(大)			330円	440円	440円
和室(小)			160円	220円	220円

	視聴覚研修室		330円	440円	440円
川上公民館	研修室A		330円	440円	440円
	研修室B		330円	440円	440円
	和室A		160円	220円	220円
	和室B		160円	220円	220円
	和室C		160円	220円	220円
	会議室		330円	440円	440円
加子母公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,980円	2,640円	2,640円
		舞台を使用しない場合	1,150円	1,540円	1,540円
	第1研修室		330円	440円	440円
	第2研修室		330円	440円	440円
	生活研修室		820円	1,100円	1,100円
	和室A		160円	220円	220円
	和室B		160円	220円	220円
	大会議室		820円	1,100円	1,100円
	小会議室		160円	220円	220円
付知公民館	大会議室		1,150円	1,540円	1,540円
	トレーニング室		1,320円	1,760円	1,760円
	小会議室A		490円	660円	660円
	小会議室B		330円	440円	440円
福岡公民館	ホール		1,650円	2,200円	2,200円
	相談室		160円	220円	220円
	第1会議室		160円	220円	220円
	第2会議室		330円	440円	440円
	視聴覚室		490円	660円	660円
	和室		490円	660円	660円
	研修室		660円	880円	880円
	料理実習室		820円	1,100円	1,100円
蛭川公民館	ホール	舞台を使用する場合	3,460円	4,620円	4,620円

	舞台を使用しない場合	1,150円	1,540円	1,540円
大会議室 1		330円	440円	440円
大会議室 2		330円	440円	440円
中会議室		160円	220円	220円
小会議室 1		160円	220円	220円
小会議室 2		160円	220円	220円
リハーサル室		490円	660円	660円
シャワー室 (1回につき)				550円

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分（山口公民館、坂下公民館、川上公民館、加子母公民館、付知公民館、福岡公民館及び蛭川公民館は午後10時）までをいう。
- 2 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2（第1条、第2条関係）

区分			午前	午後	夜間	全日	延長時間 1時間につき	冷暖房 料金1 時間につき
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで		
中津川市東美濃ふれあいセンター	歌舞伎ホール	平日	8,800円	14,300円	17,600円	38,660円	4,070円	9,460円
		土曜日、日曜日及び休日	12,100円	22,000円	27,500円	58,520円	6,160円	

リハーサル室	2,860 円	3,630 円	4,290 円	10,240 円	1,070 円	440円
楽屋1	550円	660円	880円	1,980円	200円	220円
楽屋2	550円	660円	880円	1,980円	200円	220円
楽屋3	550円	660円	880円	1,980円	200円	220円
楽屋4	550円	660円	880円	1,980円	200円	220円
楽屋5	550円	660円	880円	1,980円	200円	220円
楽屋6	770円	880円	1,210 円	2,710円	280円	220円
楽屋7	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970円	410円	220円
ワークルーム1	990円	1,100 円	1,430 円	3,340円	350円	220円
ワークルーム2	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970円	410円	220円
応接室	880円	990円	1,320 円	3,030円	310円	220円
研修室1	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970円	410円	220円
研修室2	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970円	410円	220円
研修室3	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970円	410円	220円
多目的アリーナ	8,360 円	11,550 円	11,550 円	31,460 円	3,140 円	15,730 円
入場料を徴収しない場合						
スポーツに使用（照明600ルクスを含む。）						

		スポーツ 以外に使用（照明 600ルクスを含む。）	16,720 円	23,100 円	23,100 円	62,920 円	6,290 円	15,730 円
	入場料 を徴収 する場 合	スポーツ に使用（ 照明60 0ルクス を含む。 ）	34,540 円	46,090 円	46,090 円	126,720 円	12,670 円	15,730 円
		スポーツ 以外に使用（照明 600ルクスを含む。）	51,370 円	68,090 円	68,090 円	187,550 円	18,750 円	15,730 円
	附属設備		別に市長が定める額					

備考

1 多目的アリーナ以外の施設を主として使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料（延長時間に係る使用料、冷暖房料金及び附属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。）に次の額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円以下 施設使用料の1割に相当する額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで 施設使用料の3割に相当する額
- (3) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円まで 施設使用料の5割

に相当する額

(4) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円まで 施設使用料の10割に相当する額

(5) 入場料等の最高額が5,000円を超え6,000円まで 施設使用料の15割に相当する額

(6) 入場料等の最高額が6,000円を超えるとき 施設使用料の20割に相当する額

2 入場料等を徴収しない場合において、歌舞伎ホールを主として使用する  
とき、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したものとみなし、施設使用料の1割に相当する額を施設使用料に加算する。

3 営利を目的として設立した団体等が歌舞伎ホール又は多目的アリーナ以外の施設を使用する場合は、施設使用料の20割に相当する額を施設使用料に加算する。

4 多目的アリーナの床面積の2分の1以下、3分の2以下又は3分の1以下を専用使用する場合は施設使用料は、施設使用料のそれぞれ2分の1、3分の2又は3分の1に相当する額とし、延長時間に係る使用料についても同様とする。

5 使用者が歌舞伎ホールをリハーサルに使用する場合は施設使用料は、施設使用料の100分の40に相当する額とし、準備等に使用する場合は施設使用料は、施設使用料の100分の30に相当する額とする。

6 使用者が多目的アリーナを練習、準備等に使用する場合は施設使用料は、施設使用料の100分の30に相当する額とする。

7 本市の住民又は団体以外の者が使用する場合は、施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算する。

8 本市の住民又は団体が冷暖房を使用する場合は冷暖房料金は、この表に定める冷暖房料金の100分の60に相当する額とする。

9 延長時間は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1時間以内とし、延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

10 前各項において10円未満の端数があるときは、各項ごとに端数金額を切り捨てる。

11 使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとする。

12 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

別表第3（第1条、第2条関係）

区分			午前	午後	夜間	全日	延長時間	冷暖房料 金1時間 につき
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		
中津川 市中津 川文化 会館	ホール	平日	8,800円	14,300円	17,600円	38,660円	4,070円	9,460円
		土曜日、日曜日及び休日	12,100円	22,000円	27,500円	58,520円	6,160円	床暖房のみの場合は3,190円
		多目的研修室	1,980円	2,530円	2,970円	7,100円	740円	220円
		1-1 会議室（第1楽屋）	1,100円	1,320円	1,760円	3,970円	410円	220円
		1-2 会議室（第2楽屋）	1,100円	1,320円	1,760円	3,970円	410円	220円
		1-3 会議室（第3楽屋）	1,100円	1,320円	1,760円	3,970円	410円	220円
		小会議室	1,650円	1,870円	2,090円	5,320円	560円	220円
		2-1 会議室	1,100円	1,320円	1,760円	3,970円	410円	220円
		2-2 会議室	1,100円	1,320円	1,760円	3,970円	410円	220円
		2-3 会議室	1,430円	1,760円	1,870円	4,800円	500円	220円



2—5 会議室	1,100円	1,320円	1,760円	3,970円	410円	220円
ロビー	1,430円	1,760円	1,870円	4,800円	500円	220円
応接室	770円	880円	1,100円	2,610円	270円	220円
附属設備	別に市長が定める額					

#### 備考

- 1 施設を使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料（延長時間に係る使用料、冷暖房料金及び附属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。）に次の額を加算する。
  - (1) 入場料等の最高額が1,000円以下 施設使用料の1割に相当する額
  - (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで 施設使用料の3割に相当する額
  - (3) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円まで 施設使用料の5割に相当する額
  - (4) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円まで 施設使用料の10割に相当する額
  - (5) 入場料等の最高額が5,000円を超え6,000円まで 施設使用料の15割に相当する額
  - (6) 入場料等の最高額が6,000円を超えるとき 施設使用料の20割に相当する額
- 2 入場料等を徴収しない場合において、ホールを主として使用するとき、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したものとみなし、施設使用料の1割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 3 営利を目的として設立した団体等がホール以外の施設を使用する場合は、施設使用料の20割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 4 使用者がホールをリハーサルに使用する場合の施設使用料は、施設使用料の100分の40に相当する額とし、準備等に使用する場合の施設使用料は、施設使用料の100分の30に相当する額とする。

- 5 本市の住民又は団体以外の者が使用する場合は、施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 6 本市の住民又は団体が冷暖房を使用する場合の冷暖房料金は、この表に定める冷暖房料金の100分の60に相当する額とする。
- 7 延長時間は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1時間以内とし、延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 8 前各項において10円未満の端数があるときは、各項ごとに端数金額を切り捨てる。
- 9 使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 10 この表において平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

別表第4（第1条、第2条関係）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
福岡ふれ	ホール	5,230円	5,230円	5,230円	15,700円
あい文化	郷土芸能伝承室	1,040円	1,040円	1,570円	3,660円
センター	オープンギャラリー	1,040円	1,040円	1,040円	3,130円
	AVルーム	520円	520円	1,040円	2,100円
	地域間交流室	520円	520円	1,040円	2,100円
	楽屋	520円	520円	1,040円	2,100円
	附属設備	別に市長が定める額			

備考

- 1 施設を使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料

(附属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。)に次の額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円以下 施設使用料の1割に相当する額
  - (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで 施設使用料の3割に相当する額
  - (3) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円まで 施設使用料の5割に相当する額
  - (4) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円まで 施設使用料の10割に相当する額
  - (5) 入場料等の最高額が5,000円を超え6,000円まで 施設使用料の15割に相当する額
  - (6) 入場料等の最高額が6,000円を超えるとき 施設使用料の20割に相当する額
- 2 入場料等を徴収しない場合において、ホールを主として使用するとき、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したものとみなし、施設使用料の1割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 3 営利を目的として設立した団体等がホール以外の施設を使用する場合は、施設使用料の20割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 4 本市の住民又は団体以外の者が使用する場合は、施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 5 冷暖房を使用する場合において、ホールを使用するときは施設使用料の5割に相当する額を、ホール以外を使用するときは施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 6 使用時間を延長する場合は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1時間以内(延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。)とし、施設使用料の2割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 7 楽屋の施設使用料の額は、ホールと併用した場合に限り、施設使用料の

2分の1に相当する額とする。

8 前各項において10円未満の端数があるときは、各項ごとに端数金額を切り捨てる。

9 使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとする。

別表第5（第1条、第2条関係）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
アートピア付	ホール	5,230円	5,230円	5,230円	15,700円
知交芸プラザ	展示室（1階1）	1,040円	1,040円	1,570円	3,660円
	展示室（1階2）	1,040円	1,040円	1,570円	3,660円
	展示室（2階）	1,040円	1,040円	1,570円	3,660円
	楽屋（和室1）	520円	520円	1,040円	2,100円
	楽屋（和室2）	520円	520円	1,040円	2,100円
	楽屋（洋室）	520円	520円	1,040円	2,100円
	リハーサル室	520円	520円	1,040円	2,100円
	舞台	520円	520円	1,040円	2,100円
	附属設備	別に市長が定める額			

備考

1 施設を使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料（附属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。）に次の額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円以下 施設使用料の1割に相当する額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで 施設使用料の3割に相当する額
- (3) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円まで 施設使用料の5割

に相当する額

(4) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円まで 施設使用料の10割に相当する額

(5) 入場料等の最高額が5,000円を超え6,000円まで 施設使用料の15割に相当する額

(6) 入場料等の最高額が6,000円を超えるとき 施設使用料の20割に相当する額

- 2 入場料等を徴収しない場合において、ホールを主として使用するとき、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したものとみなし、施設使用料の1割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 3 営利を目的として設立した団体等がホール以外の施設を使用する場合は、施設使用料の20割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 4 本市の住民又は団体以外の者が使用する場合は、施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 5 冷暖房を使用する場合において、ホールを使用するときは施設使用料の5割に相当する額を、ホール以外を使用するときは施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 6 使用時間を延長する場合は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1時間以内（延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。）とし、施設使用料の2割に相当する額を施設使用料に加算する。
- 7 楽屋（和室1）及び楽屋（和室2）の施設使用料の額は、ホールと併用した場合に限り、施設使用料の2分の1に相当する額とする。
- 8 結婚式に会場を使用する場合の使用料は、20,950円とする。
- 9 前各項において10円未満の端数があるときは、各項ごとに端数金額を切り捨てる。
- 10 使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとする。

別表第6（第1条、第2条関係）

区分	入館料の額（1人につき）	
	個人	団体（10人以上に限る。）
中津川市苗木遠山史料館	330円	270円
中津川市子ども科学館	330円	270円
中津川市鉱物博物館	330円	270円
中津川市中山道歴史資料館	330円	270円
中津川市東山魁夷心の旅路館	330円	270円
付知ギャラリー	330円	270円
全館共通年間パスポート	1,650円	

## 備考

- 1 博物館等の資料を特別に展示する期間の入館料の額は、この表の入館料の額の規定にかかわらず、1人につき1,100円の範囲内で市長がその都度別に定めることができる。
- 2 年間パスポートは、発行の日から1年間有効とする。
- 3 年間パスポートの使用回数は、限定しない。

別表第7（第1条、第2条関係）

区分	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から午 後6時まで
	明治座	2,100円	2,100円	2,100円
明治座楽屋1	1,050円	1,050円	1,050円	2,110円
明治座楽屋2	520円	520円	520円	1,050円
常盤座	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円
常盤座楽屋	1,050円	1,050円	1,050円	2,110円

## 備考

- 1 明治座楽屋の設備施設である浴室を利用した場合の使用料は、楽屋使用料の5割増の額とする。
- 2 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料に次の額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が500円を超え1,000円まで 使用料の5割の額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで 使用料の10割の額
- (3) 入場料等の最高額が2,000円を超えるとき 使用料の20割の額
- 3 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、使用料の20割の額とする。

別表第8 (第1条、第2条関係)

区分		単位	金額	備考
中津川市民運動場	グラウンド	1時間につき	220円	
	夜間照明施設	30分につき	1,540円	
中津川市北部体育館	全面	1時間につき	550円	
	半面	1時間につき	270円	
中津川市根の上高原 体育施設	全面	1時間につき	550円	
	半面	1時間につき	270円	
中津川市トレーニング センター	ミーティング ルーム	午前	330円	午前とは午前 9時から正午 まで、午後と は午後1時か ら午後5時ま で、夜間とは 午後6時から 午後9時30 分までをいう
		午後	440円	
		夜間	440円	
	和室1	午前	160円	
		午後	220円	
	和室2	午後	220円	
		夜間	220円	
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	全面	1時間につき	
半面		1時間につき	270円	
中津川市サンライフ	研修室A	午前	490円	
		午後	660円	
		夜間	660円	
	研修室B	午前	330円	
		午後	440円	
		夜間	440円	

		研修室C	午前	490円	
			午後	660円	
			夜間	660円	
		教養文化室A	午前	330円	
			午後	440円	
			夜間	440円	
		教養文化室B	午前	160円	
			午後	220円	
			夜間	220円	
体育室	全面	1時間につき	1,430円		
	1/3面	1時間につき	550円		
		トレーニング室	1人1回につき	110円	
中津川市民プール		小中学校の児童生徒	1人1回につき	110円	
		その他の者（幼児を除く。）	1人1回につき	220円	
中津川市落合石畳マレットゴルフ場		マレットゴルフ場	1人1日につき	350円	
			個人使用年間	3,560円	
		用具貸出（スティック、ボール等）	1式	200円	
中津川市坂下プール					無料
坂下総合体育館	体操場	全面	1時間につき	550円	使用料の算定基準は、5名以上の団体使用を原則とし
		1/2面	1時間につき	170円	
		1/3面	1時間につき	110円	



剣道場	1時間につき	170円	、個人利用の場合は、午前・午後をそれぞれ1回とし、1人1回110円とする。夜間については、団体使用扱いとする。冷暖房を使用する場合は、使用料の2割増とする。全日とは午前9時から午後10時まで、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいう。
柔道場	1時間につき	170円	
卓球場	1時間につき	170円	
トレーニング室	全日	2,200円	
	午前	520円	
	午後	730円	
	夜間	1,100円	
研修室	全日	1,100円	
	午前	520円	
	午後	630円	
	夜間	840円	
クラブルーム（2階会議室）	全日	310円	
	午前	110円	
	午後	110円	
	夜間	210円	
特別会議室（3階会議室）	全日	520円	
	午前	210円	
	午後	310円	
	夜間	210円	
全館	全日	16,190円	
	午前	5,400円	

		午後	5,400円	
		夜間	7,540円	
中津川市	グラウンド	1時間につき	310円	
椀の湖総合グラウンド	夜間照明施設	30分につき	1,050円	
中津川市 川上運動公園	テニスコート	1面1時間につき	260円	
		個人使用年間	2,160円	
	テニスコート夜間照明施設	30分につき	260円	
	総合運動場	1時間につき	220円	
	総合運動場夜間照明施設	30分につき	790円	
	弓道場	個人使用1時間につき	110円	団体とは、10人以上をいう。
		個人使用年間	2,100円	
		団体占用1時間につき	1,050円	
管理棟トレーニングルーム	1人1回につき	210円		
中津川市	グラウンド	1時間につき	210円	
加子母ふるさと総合体育広場	夜間照明施設	30分につき	810円	
中津川市 加子母ふるさと第	グラウンド	1時間につき	210円	

1 体育広 場				
中津川市	グラウンド	1時間につき	210円	
加子母ふ るさと第 2 体育広 場	夜間照明施設	30分につき	810円	
中津川市 加子母弓 道場	弓道場	個人使用1時 間につき	110円	団体とは、1 0人以上をい う。
		個人使用年間	2,100円	
		団体占用1時 間につき	1,050円	
中津川市 舞台峠テ ニスコー ト	テニスコート	1面1時間に つき	260円	下呂市民の利 用は、本市の 住民扱いとす る。
		個人使用年間	2,200円	
	テニスコート夜間照明施 設	30分につき	550円	
	テニス用具 ラケット	1回につき	210円	
中津川市	グラウンド	1時間につき	210円	
付知グラ ウンド	夜間照明施設	30分につき	790円	
中津川市	グラウンド	1時間につき	210円	
福岡北運 動場	夜間照明施設	30分につき	790円	
中津川市	グラウンド	1時間につき	160円	
蛭川運動 公園グラ ウンド	夜間照明施設	30分につき	1,050円	
中津川市	テニスコート	1面1時間に	110円	

蛭川運動公園テニスコート	夜間照明施設	つき 30分につき	520円	
中津川市蛭川ひとつばたご広場	多目的広場	夜間1時間につき	330円	昼間は、無料とする。

#### 備考

- 1 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。（夜間照明施設、冷暖房料及び各施設ごとに規定のある場合を除く。）
- 2 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 使用料の額が1時間当たりの額で定められている場合において、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間とし、使用料の額が30分当たりの額で定められている場合において、当該使用時間に30分を満たさない端数があるときは、その端数を30分として計算する。
- 4 営利を目的として使用する場合における使用料の額は、使用料の5倍の額とする。
- 5 椈の湖総合グラウンド利用の場合において、その利用面積が全面の2分の1未満のときは、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
- 6 蛭川ひとつばたご広場を本市の住民以外の者が使用する場合は、使用料は、半日1,100円、1日2,200円、夜間1時間550円とする。

別表第9（第1条、第2条関係）

区分		単位	金額
苗木公園	テニスコート	1コート1時間につき	330円
	テニスコート夜間照明施設	1コート30分につき	270円

	野球場	1時間につき		770円		
	野球場夜間照明施設	30分につき		1,540円		
中津川 公園	テニスコート	1コート1時間につき		440円		
	テニスコート夜間照明施設	1コート30分につき		270円		
	多目的広場	全面1時間につき			1,100円	
		半面1時間につき			550円	
		3分の1面1時間につき			380円	
	多目的広場夜間照明施設	全面30分につき			1,540円	
		半面30分につき			770円	
	競技場	トラック・フィールド専用使用	1時間につき		2,860円	
		トラック・フィールド個人使用	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	個人使用料	50円	
				回数券(12枚つづり)	550円	
				その他の者(幼児を除く。)	個人使用料	220円
		トラック・フィールド個人使用	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	回数券(12枚つづり)		2,200円
		本部室	1時間につき			220円
ミーティングルーム	1時間につき			110円		
放送記録室	1時間につき			110円		
野球場	グラウンド	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1時間につき	1,050円		
			午前	2,640円		
			午後	3,690円		
			1日	6,330円		

			夜間	2,640円
	その他の者（幼児を除く。）	1室につき	1時間につき	1,570円
			午前	3,930円
			午後	5,500円
			1日	9,430円
			夜間	3,930円
本部室、放送記録室、記者室、審判控室、会議室及びミーティングルーム	1室につき		1時間につき	110円
			午前	270円
			午後	380円
			1日	660円
			夜間	270円
本部室、放送記録室、記者室、審判控室、会議室及びミーティングルーム冷暖房設備	1室につき		1時間につき	220円
スコアボード	選手名表示板を使用する場合	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1時間につき	520円
			午前	1,320円
			午後	1,840円
			1日	3,160円
			夜間	1,320円
			その他の者（	1時間につき

		幼児を除く。 )	つき	
			午前	2,640円
			午後	3,690円
			1日	6,330円
			夜間	2,640円
	選手名 表示板 を使用 しない 場合	小学校の児童 又は中学校若 しくは高等学 校の生徒	1時間に つき	260円
			午前	660円
			午後	920円
			1日	1,580円
			夜間	660円
		その他の者（ 幼児を除く。 ）	1時間に つき	520円
			午前	1,320円
			午後	1,840円
			1日	3,160円
			夜間	1,320円
	野球場夜間照明施設	全点灯30分につき		1,830円
		3分の2点灯30分につき		1,320円

#### 備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、1日とは午前9時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 使用料の額が1時間当たりの額で定められている場合において、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間とし、使用料の額が30分当たりの額で定められている場合において、当該使用時間に30分を満たさない端数があるときは、その端数を30分として計算する。
- 3 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5

割を増額した使用料を納付しなければならない。

- 4 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 5 トラック・フィールド専用使用の場合において入場料又はこれに類するものを徴収するときの使用料の額は、次のとおりとする。
  - (1) アマチュアスポーツの場合 1時間につき 8,800円
  - (2) その他の場合 1時間につき 26,400円
- 6 中津川公園野球場及び中津川公園野球場夜間照明施設使用の場合において入場料又はこれに類するものを徴収するときの使用料の額は、次のとおりとする。
  - (1) アマチュアスポーツで小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が使用する場合 冷暖房設備を除く各施設は、表中に示す金額の2倍に相当する額
  - (2) アマチュアスポーツで前号に掲げる者以外の者が使用する場合 冷暖房設備を除く各施設は、表中に示す金額の3倍に相当する額
  - (3) その他の場合 冷暖房設備を除く各施設は、表中に示す金額の10倍に相当する額

別表第10（第1条、第2条関係）

区分	単位	金額
付知中央河川公園テニスコート	年間（個人）	2,160円
	1面1時間につき	330円
付知中央河川公園テニスコート 夜間照明施設	薄暮から午後10時まで 30分につき	520円

備考

- 1 本市の住民以外の者が付知中央河川公園テニスコート（夜間照明施設を除く。）を使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。



3 夜間照明施設は、3面を同時に照明するため、3面単位とする。

別表第11（第1条、第2条関係）

区分			単位	金額	
加子母B&G 海洋センター	アリーナ	個人小中学生	4時間以内	50円	
			4時間を超える場合	110円	
付知B&G海 洋センター	武道場	個人高校大学一般	4時間以内	110円	
			4時間を超える場合	210円	
福岡B&G海 洋センター	会議室	団体小中学生	4時間以内	520円	
			4時間を超える場合	1,050円	
		団体高校大学一般	4時間以内	1,050円	
			4時間を超える場合	2,100円	
		暖房料（加子母）		2時間	630円
		プール		小中学生	1回につき
高校大学一般	1回につき			210円	
高校大学一般（加子母）	1回につき			310円	
シーズン券	子ども			1,570円	
		高校大学一般	3,140円		
共通回数券			100円券×15枚	1,030円	

備考

- 1 団体とは、10人以上のグループをいう。
- 2 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。ただし、加子母B&G海洋センターを下呂市民が使用する場合には、この限りではない。
- 3 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第12（第1条、第2条関係）

区分		利用時間	金額
舞台峠ド	全館	本市の住民及び団体	3時間につき 2,100円

ーム		上記以外	1時間につき	2,750円	
	テニスコート 1コート	本市の住民及び団体	3時間につき	730円	
		上記以外	1時間につき	1,100円	
	ゲートボールコート 1コート	本市の住民及び団体	3時間につき	520円	
		上記以外	1時間につき	770円	
	照明	全館	本市の住民及び団体	3時間につき	1,050円
			上記以外	1時間につき	1,320円
		コート (テニス、ゲートボール共)	本市の住民及び団体	3時間につき	420円
			上記以外	1時間につき	440円

備考 下呂市民が舞台峠ドームを使用する場合は、本市の住民及び団体が使用する場合の金額を適用する。

別表第13 (第1条、第2条関係)

区分		全日	午前	午後	夜間	冷暖房 料金	宿泊	
		午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		午後3時から翌日午前11時まで	大人 (中学生以上)
馬籠ふるさと学校	多目的ルーム1 (合宿宿泊室)	960円	330円	440円	440円	220円	7,640円	5,610円
	多目的ルーム2 (合宿宿泊室)	960円	330円	440円	440円	220円	7,640円	5,610円
	多目的ルーム3 (合宿)	960円	330円	440円	440円	220円	7,640円	5,610円

宿泊室)								
多目的ルーム4 (合宿宿泊室)	960円	330円	440円	440円	220円	7,640円	5,610円	
多目的ルーム5 (合宿宿泊室)	960円	330円	440円	440円	220円	7,640円	5,610円	
多目的ルーム6 (合宿宿泊室)	960円	330円	440円	440円	220円	7,640円	5,610円	
多目的ルーム7	960円	330円	440円	440円	220円	—		
多目的ルーム8	960円	330円	440円	440円	220円	—		
宿泊室1	—	—	—	—	—	7,640円	5,610円	
宿泊室2	—	—	—	—	—	7,640円	5,610円	
宿泊室3	—	—	—	—	—	7,640円	5,610円	
交流室	2,890円	990円	1,320円	1,320円	220円	—		
会議室	960円	330円	440円	440円	220円	—		
アリーナ (全面)	4,350円	1,480円	1,980円	1,980円	—	—		
アリーナ (半面)	2,160円	730円	990円	990円	—	—		
シャワー室 (1人1回につき)							110円	
相撲場	960円	330円	440円	440円	—	—		

備考

- 1 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5

割を増額した使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第14（第1条、第2条関係）

区分		単位	金額
馬籠総合グラウンド	全面	1時間につき	780円
	半面	1時間につき	390円
	夜間照明施設	1回につき	3,720円
	その他	上記に準じてその都度市長が定める額	

備考

- 1 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。（夜間照明施設使用料を除く。）
- 2 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第15（第1条、第2条関係）

区分		全日 (午前8時30分から 午後10時まで)	1日 (午前8時30分から 午後5時まで)	1時間	照明施設 (使用1時間 当たり)
馬籠ふれあい広場	ふれあい広場	15,710円	10,690円	1,570円	110円
	ステージ	32,480円	21,370円	3,140円	110円

備考

- 1 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。（照明施設使用料を除く。）
- 2 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第16 (第1条、第2条関係)

区分		単位	金額
東小学校、南小学校、西小学校、苗木小学校、坂本小学校、落合小学校、第一中学校、第二中学校、苗木中学校、坂本中学校、落合中学校、阿木中学校及び神坂中学校	屋内運動場	1時間につき	550円
阿木小学校、神坂小学校、第一中学校、苗木中学校、坂本中学校及び落合中学校	屋外運動場夜間照明施設	30分につき	550円
南小学校及び第一中学校	パソコン室	午前	990円
		午後	1,320円
		夜間	1,320円
	音楽室	午前	660円
		午後	880円
		夜間	880円
	調理室	午前	990円
		午後	1,320円
		夜間	1,320円
南小学校	多目的室	午前	660円
		午後	880円
		夜間	880円
東小学校	会議室	午前	660円
		午後	880円
		夜間	880円
第二中学校	ワークスペース	午前	660円
		午後	880円

		夜間	880円
中津川市坂下学校施設	坂下小学校体育館	1時間につき	550円
	坂下中学校グラウンド夜間照明	30分につき	550円
中津川市川上学校施設	講堂（体育館）	1時間につき	550円
中津川市加子母学校施設	加子母小学校体育館	1時間につき	550円
	加子母ふれあいセンター 談話室	半日	1,100円
		1日	2,200円
		夜間	1,100円
	加子母ふれあいセンター 研修室 1	半日	2,200円
		1日	4,400円
		夜間	2,200円
	加子母ふれあいセンター 研修室 2	半日	1,100円
		1日	2,200円
		夜間	1,100円
	加子母中学校体育館	1時間につき	550円
	加子母中学校武道場	1時間につき	270円
	加子母中学校グラウンド 夜間照明	30分につき	550円
中津川市付知町学校施設	付知中学校体育館	1時間につき	550円
	付知北小学校体育館	1時間につき	550円
	付知南小学校体育館第1 体操場	1時間につき	550円
	付知南小学校体育館第2 体操場	1時間につき	210円
	付知北小学校グラウンド 夜間照明	30分につき	550円
	付知南小学校グラウンド 夜間照明	30分につき	550円

中津川市福岡学校施設	田瀬小学校体育館	1時間につき	550円
	下野小学校体育館	1時間につき	550円
	福岡小学校体育館	1時間につき	550円
	高山小学校体育館	1時間につき	550円
	福岡中学校体育館	1時間につき	550円
	高山小学校グラウンド夜間照明	30分につき	550円
	福岡中学校グラウンド夜間照明	30分につき	550円
	福岡中学校テニスコート夜間照明	1回につき	420円
	中津川市蛭川学校施設	蛭川小学校体育館	1時間につき
蛭川小学校体育館卓球場		1時間につき	210円
蛭川中学校体育館		1時間につき	550円
蛭川中学校グラウンド夜間照明		30分につき	550円
中津川市山口学校施設	山口小学校体育館	1時間につき	550円
	山口小学校グラウンド夜間照明	30分につき	420円
中津川市高等学校施設	阿木高等学校体育館	1時間につき	550円

#### 備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、加子母ふれあいセンターの夜間使用時間は、午後6時から午後10時までとする。
- 3 加子母ふれあいセンターの冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 4 屋内運動場又は体育館を半面使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を減額した額とする。

- 5 中津川市福岡学校施設の使用時間は、午後7時から午後10時とする。
- 6 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。（夜間照明施設、冷暖房料及び各施設ごとに規定のある場合を除く。）
- 7 第3項、第4項及び前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第17を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例中第1条及び第2条の規定は平成31年4月1日から、第3条の規定は社会保障の安全財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（以下「改正条例」という。）の規定は、改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用又は入館に係る使用料等について適用し、施行日前の使用又は入館に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に施設の年間の使用等を認められた者の同施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に発行された施設の回数券等の使用料等については、なお従前の例による。



議第22号

中津川市民福祉医療費助成金支給条例の一部改正について  
中津川市民福祉医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

児童扶養手当法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市民福祉医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

中津川市民福祉医療費助成金支給条例（昭和46年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（助成対象者）

第3条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者を除き、次の各号のいずれにも該当する者（以下「助成対象者」という。）の医療費の一部を助成する。

（1）本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、住民基本台帳に記録されている者（以下「住民」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者若しくは知的障害者福祉法第18条及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条の規定に基づく施設に入所している者であって、その者の保護者が住民である者

（2）社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（以下「被保険者」という。）であって、医療費の一部を負担すべき者

（3）次のいずれかに該当する者

ア 乳幼児等

イ 重度心身障害者であって次に掲げる者

（ア）本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条の政令で定める額未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の扶養義務者で主として本人の生計を維持するもの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条の政令で定める額未満である者

（イ）災害その他やむを得ない事由により、（ア）に規定する条件に該当するに至ったと市長が認める者

ウ 母子家庭等の母又は児童であって次に掲げる者

(ア) 母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額）未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額未満である者

(イ) 災害その他やむを得ない事由により、(ア)に規定する条件に該当するに至ったと市長が認める者

エ 父子家庭の父又は児童であつて次に掲げる者

(ア) 父の前年の所得（1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、父の扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額未満である者

(イ) 災害その他やむを得ない事由により、(ア)に規定する条件に該当するに至ったと市長が認める者

第4条中「社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による」を削る。

第7条第3号中「9月30日」を「10月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第23号

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

老人福祉施設の5施設を用途廃止し、及び使用料を改正するため、この条例を定  
めようとする。

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中津川市山口デイサービスセンター椿苑の項を削る。

第7条の表中津川市山口在宅介護支援センターの項を削る。

第10条の表中津川市山口高齢者ふれあいセンターの項を削る。

第13条の表中津川市付知中央ふれあいセンターの項及び中津川市福岡いきがいサロンの項を削る。

第2条 中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

1 老人福祉センター等

名称	使用料	摘要	
中津川市老人福祉センター	生活相談室	冷暖房使用料は、室使用料の10分の5に相当する額とする。	
	午前9時から正午まで		150円
	午後1時から午後5時まで		210円
	午前9時から午後5時まで		420円
	健康相談室		
	午前9時から正午まで		150円
	午後1時から午後5時まで		210円
	午前9時から午後5時まで		420円
	教養娯楽室		
	午前9時から正午まで		150円
	午後1時から午後5時まで		210円
	午前9時から午後5時まで		420円
集会室			
午前9時から正午まで	310円		

	午後 1 時から午後 5 時まで	420円	
	午前 9 時から午後 5 時まで	840円	
中津川市加子 母老人福祉セ ンター白寿荘	生活相談室	150円／半日	半日は 4 時間未満とす る。 1 日は 4 時間以上 8 時 間未満とする。 夜間は午後 6 時から午 後 10 時までとする。 調理研修室のガス使用 料は、200円とする。 冷暖房使用料は、室使 用料の 10 分の 5 に相 当する額とする。
		420円／1 日	
		210円／夜間	
	健康相談室	150円／半日	
		420円／1 日	
		210円／夜間	
	機能回復訓練室	310円／半日	
		840円／1 日	
		420円／夜間	
	集会室	310円／半日	
		840円／1 日	
		420円／夜間	
	教養娯楽室	150円／半日	
		420円／1 日	
	210円／夜間		
	調理研修室	310円／半日	
	840円／1 日		
	420円／夜間		
	図書室	150円／半日	
	420円／1 日		
	210円／夜間		
中津川市蛭川	会議室	550円／回	
高齢者ふれあ	作業室	550円／回	
い生きがいつ	調理加工室	550円／回	
くりの家	農産物加工室	550円／回	
	全館	1,100円／回	

## 2 地域福祉センター等

名称	使用料	摘要
中津川市地域 福祉センター ゆうらく苑	研修室等無料	
中津川市坂下 福祉センター	多目的集会室 310円/時間 第一ボランティア室 110円/時間 第二ボランティア室 110円/時間 研修室 110円/時間 第一集会室 110円/時間 第二集会室 110円/時間 一般浴室 310円/回	
中津川市川上 保健福祉施設 かたらいの里	浴場（介護浴室を含む。）及び運動浴槽 440円/回 回数券 4,400円（11回分） 10,000円（33回分）	小学生未満は、浴場 及び運動浴槽を無料 とし、小学生又は中 学生は220円とする。
中津川市付知 福祉センター	生活相談室 220円/回 健康相談室 440円/回 集会室（1） 440円/回 集会室（2） 440円/回 教養娯楽室 220円/回 図書室 220円/回	1回は4時間までと し、4時間以上は2 回とする。 冷暖房使用料は、室 使用料の10分の5 に相当する額とする 。
中津川市付知 東ふれあいセ ンター 中津川市付知 南ふれあいセ ンター 中津川市付知	デイルーム（A） 440円/回 デイルーム（B） 440円/回 談話室 220円/回 調理室 440円/回	1回は4時間までと し、4時間以上は2 回とする。 冷暖房使用料は、室 使用料の10分の5 に相当する額とする 。

北ふれあいセンター		
中津川市福岡健康増進施設 ほっとサロン	浴場（介護浴室を含む。）及び運動浴槽 回数券	小学生未満は、浴場及び運動浴槽を無料とし、小学生又は中学生は220円とする。
	440円／回 4,400円（11回分） 10,000円（33回分）	
中津川市高山いきがいサロン	無料	
中津川市蛭川福祉センター	大集会室 第一集会室 第二集会室 研修室 入浴	入浴料金を支払った者の空室使用は、無料とする。
	330円／時間 110円／時間 110円／時間 110円／時間 310円／回	

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 第2条の規定による改正後の中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例（以下「改正条例」という。）の規定は、改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した中津川市川上保健福祉施設かたらいの里及び中津川市福岡健康増進施設ほっとサロンの使用に係る回数券は、発行の日から平成32年3月31日までの使用に限り、従前の例によりその効力を有する。



4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に中津川市川上保健福祉施設かたらいの里の使用に係る年会員となった者の同施設の使用については、会員となった日から平成32年3月31日までの使用に限り、従前の例によりその効力を有する。

議第24号

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市新公立病院改革プランに基づき、病院機能を再編するため、この条例を定めようとする。

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療」の次に「及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項に規定する事業」を加える。

第2条第2項の表国民健康保険坂下病院の項を次のように改める。

中津川市国民健康 保険坂下診療所	中津川市坂下7 22番地1	(1) 内科 (2) 眼科 (3) 小児科 (4) 整形外科 (5) 泌尿器科 (6) 耳鼻いんこう科	療養病床19床
	中津川市坂下7 14番地3	訪問看護ステーション ほほえみ	
坂下老人保健施設	中津川市坂下7 22番地1		入所80床 通所4床

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(中津川市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

2 中津川市職員特殊勤務手当支給条例（平成元年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「国民健康保険坂下病院」を「中津川市国民健康保険坂下診療所」に改める。

(中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

3 中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例（昭和58年中津川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 中津川市国民健康保険坂下診療所

第4条第1項中「総合病院中津川市民病院の」及び「、国民健康保険坂下病院の入院患者にあつては毎月1日から15日及び16日から月末までのものをそれぞれ納入通知書に定める期限までに」を削り、同条第2項中「国民健康保険坂下病院介護療養型医療施設及び」を削る。

(中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正)

- 4 中津川市医療職員修学資金貸付条例（平成29年中津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国民健康保険坂下病院」を「中津川市国民健康保険坂下診療所」に改める。

議第25号

中津川市墓地の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市墓地の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

合葬施設を整備するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市墓地の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市墓地の設置等に関する条例（昭和30年中津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市有」を削り、「墓地」の次に「（墓所及び合葬施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条第1項中「市有」及び「（以下「墓地」という。）」を削る。

第3条中「次の事項を記載した使用願いを」及び「に提出してそ」を削り、同条各号を削る。

第4条の見出し中「墓地」を「墓所」に改め、「面積」を削り、同条中「墓地」を「墓所」に改め、「面積」を削り、「につき」の次に「一区画とし、」を加える。

第5条（見出しを含む。）、第6条の2及び第10条第2項中「墓地」を「墓所」に改める。

第14条中「移転」の次に「し、処分」を加える。

別表中「別表」を「別表（第6条関係）」に改め、同表に次のように加える。

合葬墓 焼骨一体につき	5万円
-------------	-----

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第26号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について  
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「61万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



議第27号

中津川市犯罪被害者等支援条例の制定について  
中津川市犯罪被害者等支援条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に少しでも寄り添いながら犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、岐阜県その他の関係機関及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関する者をいう。
- (4) 事業者 次に掲げる者その他の事業を行う者をいう。
  - ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
  - イ 犯罪被害者等を雇用する者
- (5) 二次的被害 犯罪等により直接害を被る者のほか、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又は報道機関の報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れる

ことなく行われなければならない。

- 3 市、市民、事業者及び関係機関等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関等との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、当該窓口専ら支援を行う者を置くものとする。

(経済的負担の軽減等)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 市は、関係機関等と連携及び協力して、犯罪被害者等がどの関係機関等を起点としても、直面しているさまざまな問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第28号

中津川市地域まちづくり活動推進条例の制定について  
中津川市地域まちづくり活動推進条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力あるまちづくり活動を推進するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市地域まちづくり活動推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、地域まちづくり活動について、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、地域の特性を踏まえた地域の自主・自立化による持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力ある地域まちづくり活動を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域 次に掲げるものをいう。

ア 総合事務所が所在する地区

イ 地域事務所が所在する地区。ただし、中津地区においては、東、南及び西地区をそれぞれ一つの地域とする。

ウ 前に掲げるもののほか、市長が適当と認める区域

(2) 地域住民 次に掲げる者をいう。

ア 当該地域に居住し、通勤し、又は通学する者

イ アに掲げる者で構成される団体

ウ 当該地域に事務所を有する法人その他の団体（イの団体を除く。）

(3) 地域コミュニティ 一定の区域における地域住民の相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(4) 地域まちづくり活動 地域住民同士又は地域住民及び市が協働して自主的かつ自発的に活動を行い、地域住民が暮らし、又は活動している地域を魅力と活力あるものにしていく諸活動をいう。

(5) 地域まちづくり協議会 地域住民等を構成員とし、原則として地域単位で設立され、地域まちづくり活動を行う団体をいう。

### (基本理念)

第3条 地域住民と市は、次に掲げる基本理念に基づき、活気あふれる地域まちづくり活動を推進するものとする。

(1) 地域住民が自発的かつ主体的に地域まちづくり活動に取り組むこと。

(2) 地域住民は、まちづくりの担い手として、地域の特性を活かした地域まちづくり活動に参画する権利を有すること。

(3) 地域住民及び市の双方が目的を共有し、互いに対等な立場で認め合い、連携・協力すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、地域住民の自主性を尊重しつつ、地域まちづくり活動の推進に関して、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たり、地域住民の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、地域住民が地域まちづくり活動を円滑に推進するために、連携・協力を行うものとする。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、第3条に規定する基本理念に基づき、地域まちづくり活動の主体として参画し、自ら地域の生活環境に対する関心を高めるとともに、相互に協力し、創意工夫により地域まちづくり活動を推進するよう努めるものとする。

(地域まちづくり協議会の役割)

第6条 地域まちづくり協議会が地域の活性化に向けた活動を行う際の役割は、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 歴史、文化、観光、農林業、地場産業、防災等における地域の特性を生かした主体的な活動を推進すること。

(2) 地域住民に活動が理解されるよう努め、参画しやすく透明性の高い運営を行うこと。

(3) 地域住民の郷土愛を育み、次代を担う人材を育成すること。

(4) 地域住民が相互に和と絆を深めるための交流を促進すること。

(5) 地域の内外で活動する団体等と相互に連携すること。

(設置の届出)

第7条 新たに地域まちづくり協議会を設置するときは、市長に届け出るものとする。

(市の支援)

第8条 市は、地域まちづくり協議会に対して、次に掲げる支援を行うよう努める

ものとする。

- (1) 地域まちづくり活動に関する財政的支援
- (2) 次代を担う人材の育成に関する支援
- (3) 地域まちづくり活動を推進するために必要な情報の提供

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



議第29号

中津川市市営住宅条例の一部改正について  
中津川市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

市営住宅の一部を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市市営住宅条例の一部を改正する条例

中津川市市営住宅条例（平成9年中津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表大平団地の項及び神坂団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第30号

中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

## 議第31号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

### 提 案 説 明

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、この条例を定めようとする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例(平成17年中津川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第8条の2第1項中「25,710円」を「26,190円」に改める。

第9条第1項の表中「1,030円」を「1,050円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「510円」を「520円」に改め、同条第2項の表中「1,030円」を「1,050円」に、「2,060円」を「2,100円」に改める。

(中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例(昭和58年中津川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

1,029円
2,057円
1,029円
3,086円

を

1,048円
2,095円
1,048円
3,143円

に改める。

(中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市火葬場の設置等に関する条例(昭和39年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「620円」を「630円」に改める。

(中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年中津川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表生活系一般廃棄物の部し尿の項中「210円」を「214円」に改める。

(中津川市農業研修センターの設置等に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市農業研修センターの設置等に関する条例（昭和56年中津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 市長は、規則で定める特別な理由があるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
ホール	1,650円	2,200円	2,200円
2-1 学習室	330円	440円	440円
2-2 学習室	330円	440円	440円
2-3 学習室	160円	220円	220円
和室	490円	660円	660円
料理実習室	820円	1,100円	1,100円
相談室	160円	220円	220円

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後から5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。
- 2 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

（中津川市蛭川研修センターの設置等に関する条例の一部改正）

第6条 中津川市蛭川研修センターの設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改める。

第8条第1項第3号中「その他」の前に「偽り」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

名称	単位	金額
第1会議室	1回（4時間以内）につき	1,100円
第2会議室	1回（4時間以内）につき	1,100円
大会議室（第1、第2）	1回（4時間以内）につき	2,200円
研修室（和室）	1回（4時間以内）につき	1,100円

（中津川市中の島公園ふれあい施設の設置等に関する条例の一部改正）

第7条 中津川市中の島公園ふれあい施設の設置等に関する条例（平成8年中津川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を次のように改める。

- 4 指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 総合交流ターミナル施設

区分			金額		
			午前	午後	夜間
体験実習室	舞台を使用する場合	全面	3,300円	4,400円	4,400円
		片面	2,140円	2,860円	2,860円
	舞台を使用しない場合	全面	1,810円	2,420円	2,420円
		片面	990円	1,320円	1,320円
料理体験室			990円	1,320円	1,320円
研修室			330円	440円	440円

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。

2 宿泊施設

区分	単位	金額
コテージ	1棟1泊につき	13,200円
	休憩1棟1時間につき	1,320円



センターコテージ	1室1泊につき	16,500円
	休憩1室1時間につき	1,650円
テント用敷地	1張1泊につき	1,650円

備考

- 1 1泊とは、午後3時から翌日の午前10時までに行われた利用をいう。
- 2 休憩する場合の使用時間は、午前11時から午後2時までの間とする。
- 3 前項の場合において、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 4 2泊以上継続して滞在する場合の到着日及び出発日を除く滞在期間中の休憩については、無料とする。

(中津川市かわうえ自然休養村管理センターの設置等に関する条例の一部改正)

第8条 中津川市かわうえ自然休養村管理センターの設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改める。

第6条第1項第3号中「その他」の前に「偽り」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	金額			
	半日	1日	夜間	宿泊
多目的ホール	3,300円	6,600円	4,400円	1人 1,650円
会議室	1,650円	3,300円	2,200円	
研修救護室	1,650円	3,300円	2,200円	1人 1,650円
全館	5,500円	11,000円	7,700円	

備考

- 1 半日とは4時間未満とし、1日とは4時間以上8時間未満とし、夜間とは午後6時から午後10時までとする。
- 2 冷暖房を使用するときの使用料は、1時間2,200円とする。

3 市外使用者は、冷暖房料を除き、各区分（宿泊料を除く。）の使用料を5割増額とする。

（中津川市生活改善センターの設置等に関する条例の一部改正）

第9条 中津川市生活改善センターの設置等に関する条例（昭和48年中津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 市長は、規則で定める特別な理由があるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
料理実習室	490円	660円	660円
集会室1	330円	440円	440円
集会室2	330円	440円	440円
農事相談室	330円	440円	440円
閲覧室	160円	220円	220円

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。

（中津川市地域振興センターの設置等に関する条例の一部改正）

第10条 中津川市地域振興センターの設置等に関する条例（昭和58年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 市長は、規則で定める特別な理由があるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間

ホール	490円	660円	660円
研修室	330円	440円	440円
共同加工実習室	330円	440円	440円
保健相談室	160円	220円	220円

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、  
夜間とは午後6時から午後9時30分までをいう。

(中津川市蛭川活性化センターの設置等に関する条例の一部改正)

第11条 中津川市蛭川活性化センターの設置等に関する条例（平成21年中津川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改める。

第7条第1項第3号中「その他」の前に「偽り」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
会議室	330円	440円	440円
調理実習室	990円	1,320円	1,320円

備考 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、  
夜間とは午後6時から午後10時までをいう。

(中津川市川上地域特産品生産施設の設置等に関する条例の一部改正)

第12条 中津川市川上地域特産品生産施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改める。

第9条第1項第3号中「その他」の前に「偽り」を加える。

別表中「8,470円」を「8,630円」に改める。

(中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

第13条 中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成5年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表を次のように改める。

種別	基本料金		従量料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般汚水	10立方メートルまで	2,090円	11立方メートル以上20立方メートルまで	1立方メートルにつき165円
			21立方メートル以上50立方メートルまで	1立方メートルにつき176円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	1立方メートルにつき220円
			101立方メートル以上	1立方メートルにつき253円
公衆浴場	10立方メートルまで	2,090円	11立方メートル以上	1立方メートルにつき88円

(中津川市家畜診療等手数料条例の一部改正)

第14条 中津川市家畜診療等手数料条例（昭和30年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	種別	単位	金額
人工授精	授精技術料	牛	1回につき 2,200円
	授精証明書	牛	1件につき 220円
	出張料	1回につき 1,100円	
	受精卵採取	牛	1回につき 13,620円
	受精卵移植	牛	1回につき 5,240円
	発情検査	牛	1回につき 520円
診療	初診料	岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第30号）に規定する額とする。	

診療	農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（昭和30年農林省告示第778号）1の家畜共済診療点数表中、B種の点数により算定し、1点の単価を10円とする。ただし、薬価基準表に記載されていない医薬品を使用する場合にあっては、当該医薬品の料金については点数に算入せず実費を徴収する。
----	--

（中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部改正）

第15条 中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例（平成7年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「600円」を「610円」に改める。

（中津川市有機堆肥処理施設の設置等に関する条例の一部改正）

第16条 中津川市有機堆肥処理施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1,030円」を「1,050円」に改める。

（中津川市ふれあいのやかたかしもの設置等に関する条例の一部改正）

第17条 中津川市ふれあいのやかたかしもの設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	金額		
	半日	1日	夜間
展示ホール	5,500円	11,000円	5,500円
農林業体験控室A	1,100円	2,200円	1,100円
農林業体験控室B	1,100円	2,200円	1,100円
研修室（1室当たり）	1,100円	2,200円	1,100円

舞台（音響設備含む。）	1,100円	2,200円	1,100円
-------------	--------	--------	--------

備考

- 1 半日とは4時間未満とし、1日とは4時間以上8時間未満とし、夜間とは午後6時から午後10時までとする。ただし、午後10時以降引き続き使用するとき、各区分に定める1日の使用料の額を8で除した金額に、実使用時間数を乗じて得た額を加算する。
- 2 冷暖房を使用するときの使用料は、各区分に定める使用料にその5割を加算した額とする。
- 3 その他必要な事項は、市長が別に定める。

（中津川市加子母ふれあいコミュニティセンターの設置等に関する条例の一部改正）

第18条 中津川市加子母ふれあいコミュニティセンターの設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条第3号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	金額		
	半日	1日	夜間
相談室	1,100円	2,200円	1,100円
和室	1,100円	2,200円	1,100円
ボランティアルーム	1,100円	2,200円	1,100円
リフレッシュルーム	1,100円	2,200円	1,100円
料理体験室	1,100円	2,200円	1,100円
山村文化伝承室	1,100円	2,200円	1,100円
多目的ホール	1,100円	2,200円	1,100円
宿泊室	-	2,200円	-

備考

- 1 半日とは4時間未満とし、1日とは4時間以上8時間未満とし、夜間と

は午後6時から午後10時までとする。ただし、午後10時以降引き続き使用するとき、各区分に定める1日の使用料の額を8で除した金額に、実使用時間数を乗じて得た額を加算する。

2 冷暖房を使用するときの使用料は、各区分に定める使用料にその5割を加算した額とする。

3 その他必要な事項は、市長が別に定める。

(中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正)

第19条 中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「団体が使用する」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
椈の湖自然公園	中津川市坂下2138番地11
椈の湖ふれあい村	中津川市上野（椈の湖周辺、松山地区32ヘクタール）
川上一般キャンプ場	中津川市川上1057番地4
川上教育キャンプ場	中津川市川上1057番地4
川上国設キャンプ場	中津川市川上1057番地4
川上緑地管理署（YOU・遊館）	中津川市川上1057番地4
川上広場	中津川市川上1057番地4
福岡ローマン溪谷オートキャンプ場	中津川市福岡1017番地1

別表第2（第6条関係）

(1) 椈の湖ふれあい村

区分	単位	金額
ウッディーハウス（A）	全日（1泊）	18,700円
	1時間	1,050円
ウッディーハウス（B）	全日（1泊）	9,900円
	1時間	630円

野外ステージ	1 時間	2,200円
オートキャンプ場	全日（1泊）	4,950円
テニスコート	1 面（1 時間）	840円
シャワー	1 回（3 分間）	100円
体験交流センター浴場	1 回	大人 420円
		小人 210円

(2) 椈の湖自然公園

区分	単位	金額
展示ギャラリー	1 日	10,480円
	半日	5,240円
会議室	1 日	4,190円
	1 時間	520円

(3) 川上一般キャンプ場及び川上国設キャンプ場

区分	金額
川上一般キャンプ場及び川上 国設キャンプ場	貸ケビン 4 畳半 6,810円
	貸ケビン 8 畳半 11,000円
	貸ケビン 1 4 畳 16,760円
	広場及びステージ 1 日 33,000円 (川上一般キャンプ場に 限る。)

(4) 川上教育キャンプ場

区分	金額
川上教育キャンプ場	貸バンガロー 4 畳半 6,280円
	貸バンガロー 5 畳 6,810円
	貸バンガロー 6 畳 7,850円
	貸バンガロー 1 2 畳 14,660円

(5) 福岡ローマン渓谷オートキャンプ場

区分	単位	区画料	施設利用料	備考
テントサ	指定日	3,850円	大人 1,100円	指定日



イト	平日	2,200円	小学生	550円	は、4月29日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで及び土曜日並びに祝日の前日とする。	
			幼児	220円		
			大人	1,100円		
			小学生	550円		
			幼児	220円		
デイキャンプ	1回	1,650円	大人	1,100円		
			小学生	550円		
			幼児	220円		
ロッジ	1泊	14,300円	大人	1,100円		
			小学生	550円		
			幼児	220円		
バンガロー	5人用	1泊	5,500円	大人	1,100円	
				小学生	550円	
				幼児	220円	
	6人用	1泊	7,150円	大人	1,100円	
				小学生	550円	
				幼児	220円	
バーベキュー場	6人用	1回	4,400円	炭、網、鉄板及びゴミ等処分付き		
	10人用	1回	6,600円			

(中津川市坂下交流促進施設の設置等に関する条例の一部改正)

第20条 中津川市坂下交流促進施設の設置等に関する条例(平成17年中津川市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「11,310円」を「11,520円」に改める。

(中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の一部改正)

第21条 中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例(平成17年中津川市条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

施設名	単位	金額
裏木曾花街道センター 研修室	1日につき	3,140円
花街道付知楽市楽座 特産品展示室	1区画当たり1月につき	52,380円

（中津川市温泉供給条例の一部改正）

第22条 中津川市温泉供給条例（平成6年中津川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第13条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（中津川市付知峡倉屋温泉施設の設置等に関する条例の一部改正）

第23条 中津川市付知峡倉屋温泉施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1,020円」を「1,040円」に改める。

（中津川市温泉スタンドの設置等に関する条例の一部改正）

第24条 中津川市温泉スタンドの設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中津川市加子母温泉スタンドの項中「200円」を「210円」に改める。

（中津川市間ノ根観光栗園等の設置等に関する条例の一部改正）

第25条 中津川市間ノ根観光栗園等の設置等に関する条例（平成27年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2,000円」を「2,040円」に改める。

（中津川市道路占用料条例の一部改正）

第26条 中津川市道路占用料条例（昭和28年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

（中津川市駐車場条例の一部改正）

第27条 中津川市駐車場条例（昭和51年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

中津川駅前市営駐車場料金表

区分	料金
普通駐車料金（午前7時から午後11時まで）	120分以内無料 120分を超えるときは、その超える時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円
1泊駐車料金（午後9時から翌日午前8時まで）	720円
定期駐車料金	1月につき 7,700円

（中津川市にぎわいプラザ駐車場の設置等に関する条例の一部改正）

第28条 中津川市にぎわいプラザ駐車場の設置等に関する条例（平成25年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「710円」に改める。

（中津川市都市公園条例の一部改正）

第29条 中津川市都市公園条例（平成10年中津川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

640円
640円
9,930円
3,240円

を

660円
660円
10,120円
3,300円

に改める。

（中津川市公園の設置等に関する条例の一部改正）

第30条 中津川市公園の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 市長は、規則で定める特別な理由があるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第6条関係）

1 第6条第1項の規定により有料公園施設を使用する場合（加子母福崎公園  
使用料）

区分	使用形態	使用料		
		半日	1日	夜間
野外ステージ	入場料を徴収する場合	5,500円	11,000円	5,500円
	入場料を徴収しない場合	2,200円	3,300円	2,200円
	控室のみ	1,100円	2,200円	1,100円
その他広場	入場料を徴収する場合	5,500円	11,000円	5,500円
	入場料を徴収しない場合	2,200円	3,300円	2,200円
発電機		640円		

備考 半日とは4時間未満、1日とは4時間以上8時間未満、夜間とは午後6時から午後10時までとする。

2 第3条第1項第1号から第4号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
行商、募金、頒布その他これらに類する行為	1日につき	660円
業として行う写真の撮影	写真機1台1日につき	660円
業として行う映画の撮影	1日につき	10,120円
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1日につき	3,300円
その他の行為	市長が別に定める額	

3 第3条第1項第5号により公園を占用する場合

区分	金額
電柱類（支線柱及び支柱を含む。）	中津川市道路占用料条例（昭和28年中津川市条例第30号）第2条及び別表の規定を準用する。
変圧塔その他これに類する物及び公衆電話所	
水管、下水道管、その他これらに類する物件	
工事用施設又は工事用材料	

その他のもの	市長が別に定める額
--------	-----------

(中津川市河川公園の設置等に関する条例の一部改正)

第31条 中津川市河川公園の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3中	「	640円	を	「	660円	に改める。
	640円	660円				
	9,930円	10,120円				
	3,240円	3,300円				
	」			」		

(中津川市下水道条例の一部改正)

第32条 中津川市下水道条例（昭和63年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項の表を次のように改める。

料金 種別	基本料金		従量料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般汚水	10立方メートルまで	2,090円	11立方メートル以上21立方メートルまで	1立方メートルにつき165円
			21立方メートル以上51立方メートルまで	1立方メートルにつき176円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	1立方メートルにつき220円
			101立方メートル以上	1立方メートルにつき253円
公衆浴場	10立方メートルまで	2,090円	11立方メートル以上	1立方メートルにつき88円

(中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

第33条 中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表を次のように改める。

料金 種別	基本料金		従量料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般汚水	10立方メートルまで	2,090円	11立方メートル以上20立方メートルまで	1立方メートルにつき165円
			21立方メートル以上50立方メートルまで	1立方メートルにつき176円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	1立方メートルにつき220円
			101立方メートル以上	1立方メートルにつき253円
公衆浴場	10立方メートルまで	2,090円	11立方メートル以上	1立方メートルにつき88円

(中津川市準用河川占用料等に関する条例の一部改正)

第34条 中津川市準用河川占用料等に関する条例(平成12年中津川市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表第3中	「	210円	を	「	220円	に改める。
	210円	220円				
	170円	170円				
	170円	170円				
	210円	220円				
	」			」		

(中津川市水道事業給水条例の一部改正)

第35条 中津川市水道事業給水条例(平成9年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第30条第3項の表を次のように改める。

基本料金		水量料金			
メーターの	1か所に	10立方メー	10立方メー	20立方メー	50立方メー

口径	つき	トルまで 1立方メートルにつき	トルを超え2 0立方メートルまで 1立方メートルにつき	トルを超え5 0立方メートルまで 1立方メートルにつき	トルを超える 分 1立方メートルにつき
13ミリメートル	1,320円	88円	121円	148.5円	176円
20ミリメートル	1,870円				
25ミリメートル	5,720円				
30ミリメートル	9,020円				
40ミリメートル	16,830円				
50ミリメートル	26,070円				
75ミリメートル	63,690円				
100ミリメートル	110,880円				
私設消火栓		火災の場合は無料とし、消防の演習用に使用した場合は、1消火栓につき15分ごとに990円とする。			

第39条第2項の表を次のように改める。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	55,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	258,400円
30ミリメートル	396,000円

40ミリメートル	742,400円
50ミリメートル	1,100,000円
75ミリメートル	2,970,000円
100ミリメートル	5,885,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例による改正後の中津川市川上有線放送施設の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の加入に係る加入分担金、改修に係る改修負担金、使用に係る使用料及び広告に係る広告料について適用し、施行日前の加入に係る加入分担金、改修に係る改修負担金、使用に係る使用料及び広告に係る広告料については、なお従前の例による。

(中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例による改正後の中津川市病院事業及び国民健康保険診療所等使用料及び手数料徴収条例の規定は、施行日以後の診療に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例による改正後の中津川市火葬場の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例による改正後の中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後の処理に係る手数料等について適用し、施行日前の処理に係る手数料等については、なお従前の例による。



(中津川市農業研修センターの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例による改正後の中津川市農業研修センターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市蛭川研修センターの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例による改正後の中津川市蛭川研修センターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市中の島公園ふれあい施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この条例による改正後の中津川市中の島公園ふれあい施設の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市かわうえ自然休養村管理センターの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例による改正後の中津川市かわうえ自然休養村管理センターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市生活改善センターの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この条例による改正後の中津川市生活改善センターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市地域振興センターの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 この条例による改正後の中津川市地域振興センターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市蛭川活性化センターの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 この条例による改正後の中津川市蛭川活性化センターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市川上地域特産品生産施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 この条例による改正後の中津川市川上地域特産品生産施設の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 この条例による改正後の中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の規定は、平成31年11月1日以後のメーターの点検に係る使用料から適用し、平成31年11月1日前のメーターの点検に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市家畜診療等手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 この条例による改正後の中津川市家畜診療等手数料条例の規定は、この条例の施行日以後の人工授精に係る手数料について適用し、施行日前の人工授精に係る手数料については、なお従前の例による。

(中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 この条例による改正後の中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の牧場の利用に係る利用料金及び施設の入場に係る入場料について適用し、施行日前の牧場の利用に係る利用料金及び施設の入場に係る入場料については、なお従前の例による。

(中津川市有機堆肥処理施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 この条例による改正後の中津川市有機堆肥処理施設の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市ふれあいのやかたかしもの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 この条例による改正後の中津川市ふれあいのやかたかしもの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市加子母ふれあいコミュニティセンターの設置等に関する条例の一部改

正に伴う経過措置)

第19条 この条例による改正後の中津川市加子母ふれあいコミュニティセンターの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 この条例による改正後の中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市坂下交流促進施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 この条例による改正後の中津川市坂下交流促進施設の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 この条例による改正後の中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市温泉供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 この条例による改正後の中津川市温泉供給条例の規定は、施行日以後の温泉の供給に係る供給加入金及び温泉の使用に係る使用料について適用し、施行日前の温泉の供給に係る供給加入金及び温泉の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市付知峡倉屋温泉施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 この条例による改正後の中津川市付知峡倉屋温泉施設の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市温泉スタンドの設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 この条例による改正後の中津川市温泉スタンドの設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市間ノ根観光栗園等の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 この条例による改正後の中津川市間ノ根観光栗園等の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の観光栗園への入場に係る入場料について適用し、施行日前の観光栗園への入場に係る入場料については、なお従前の例による。

(中津川市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 この条例による改正後の中津川市道路占用料条例の規定は、施行日以後に許可を受けた占用物件に係る占用料について適用し、施行日前に許可を受けた占用物件に係る占用料については、なお従前の例による。

(中津川市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 この条例による改正後の中津川市駐車場条例の規定は、施行日以後の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(中津川市にぎわいプラザ駐車場の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 この条例による改正後の中津川市にぎわいプラザ駐車場の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 この条例による改正後の中津川市都市公園条例の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(中津川市公園の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第31条 この条例による改正後の中津川市公園の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市河川公園の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第32条 この条例による改正後の中津川市河川公園の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第33条 この条例による改正後の中津川市下水道条例の規定は、平成31年11月1日以後のメーターの点検に係る使用料から適用し、平成31年11月1日以前のメーターの点検に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第34条 この条例による改正後の中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例の規定は、平成31年11月1日以後のメーターの点検に係る使用料から適用し、平成31年11月1日以前のメーターの点検に係る使用料については、なお従前の例による。

(中津川市準用河川占用料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第35条 この条例による改正後の中津川市準用河川占用料等に関する条例の規定は、施行日以後に許可を受けた占用物件に係る占用料について適用し、施行日以前に許可を受けた占用物件に係る占用料については、なお従前の例による。

(中津川市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第36条 この条例による改正後の中津川市水道事業給水条例の規定は、平成31年11月1日以後のメーターの点検に係る給水料から適用し、平成31年11月1日以前のメーターの点検に係る給水料については、なお従前の例による。

議第32号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

工業標準化法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例(平成5年中津川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成11年中津川市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例(平成17年中津川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例(平成17年中津川市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第5条 中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例(平成21年中津川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例(平成22年中津川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(中津川市火災予防条例の一部改正)

第7条 中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日から施行する。



議第33号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を  
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
恵那市長島町	小倉 忠雄

議第34号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を  
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
名古屋市緑区	馬場 啓子

議第35号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項  
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市花戸町	小栗 仁志

議第36号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市駒場	郷田 恵美

議第37号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市苗木	足立 すま子

議第38号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市下野	丹羽 多壽子

## 議第39号

### 財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

### 1 物件の表示

建 物	所 在	中津川市千旦林字坂本1446番地12
	種 類	旅館
	構 造	鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺6階建
	延床面積	1,101.97㎡

建 物	所 在	中津川市千旦林字坂本1446番地12
	種 類	会議室
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	延床面積	821.60㎡

2 取得金額 94,905,401円

3 取得の相手方 名古屋市天白区梅が丘五丁目1706番地  
有限会社 ダイゼン  
代表取締役 安井 弘子

## 議第40号

### 財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山 節 児

### 1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市千旦林字坂本1427番1	田	931.55
中津川市千旦林字坂本1427番7	田	651.11
中津川市千旦林字坂本1427番11	田	628.60
中津川市千旦林字坂本1427番12	田	811.10
中津川市千旦林字坂本1407番1	田	1,526.00
中津川市千旦林字坂本1407番4	田	1,408.00
合計面積		5,956.36

2 取得金額 95,218,350円

3 取得の相手方 中津川市かやの木町2番1号  
中津川市土地開発公社  
理事長 大井 久司



## 議第41号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

### 1 譲渡財産

設 備	中津川市情報通信ネットワーク整備事業で構築した 光ファイバケーブル設備及び付属設備
地 区	中津川市福岡地区 中津川市付知地区 中津川市加子母地区

- 2 譲渡の相手方 岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地  
西日本電信電話株式会社 岐阜支店  
支店長 徳升 良弘

## 議第42号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

### 1 譲渡財産

建 物 所 在 中津川市山口2166番地2  
種 類 デイサービスセンター  
構 造 鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建  
床面積 792.00㎡

建 物 所 在 中津川市山口2166番地2  
種 類 デイサービスセンター  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床面積 107.65㎡

建 物 所 在 中津川市山口2166番地2  
種 類 車庫  
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
床面積 108.86㎡

2 譲渡の相手方 中津川市かやの木町2番5号  
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会  
会長 加藤 出

- 3 譲渡の条件 移譲日から10年間は、老人デイサービスセンター及び介護予防事業の用途で使用する。
- 4 譲渡年月日 平成31年4月1日

## 議第43号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

#### 1 譲渡財産

建 物 所 在 中津川市付知町字野中5893番地1  
種 類 集会所  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床面積 164.58㎡

2 譲渡の相手方 中津川市かやの木町2番5号  
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会  
会長 加藤 出

3 譲渡の条件 移譲日から10年間は、介護予防事業の用途で使用すること。

4 譲渡年月日 平成31年4月1日

議第44号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

1 譲渡財産

建 物 所 在 中津川市福岡字水返679番地5  
種 類 集会所  
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
床面積 199.69㎡

2 譲渡の相手方 中津川市かやの木町2番5号  
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会  
会長 加藤 出

3 譲渡の条件 移譲日から10年間は、介護予防事業の用途で使用すること。

4 譲渡年月日 平成31年4月1日

議第45号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | (仮称)坂本こども園建設工事(建築主体工事)                     |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3 契約金額   | 328,320,000円                               |
| 4 契約の相手方 | 中津川市付知町9595番地1<br>株式会社 田口建設<br>代表取締役 田口 秀典 |

議第46号

工事請負変更契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 坂本133号線道路改良工事                                |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                       |
| 3 契約金額   | 変更前 143,640,000円<br>変更後 157,510,440円         |
| 4 契約の相手方 | 中津川市茄子川2077番地184<br>三和建設 株式会社<br>代表取締役 太田 督栄 |

議第47号

工事の委託に関する協定の変更について  
工事の委託に関する協定を次のように変更するものとする。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

中津川市公共下水道中津川市浄化管理センター建設工事の委託に関する協定（平成29年議第62号議決）中「275,000,000円」を「245,740,000円」に変更する。



議第48号

市道路線の認定について

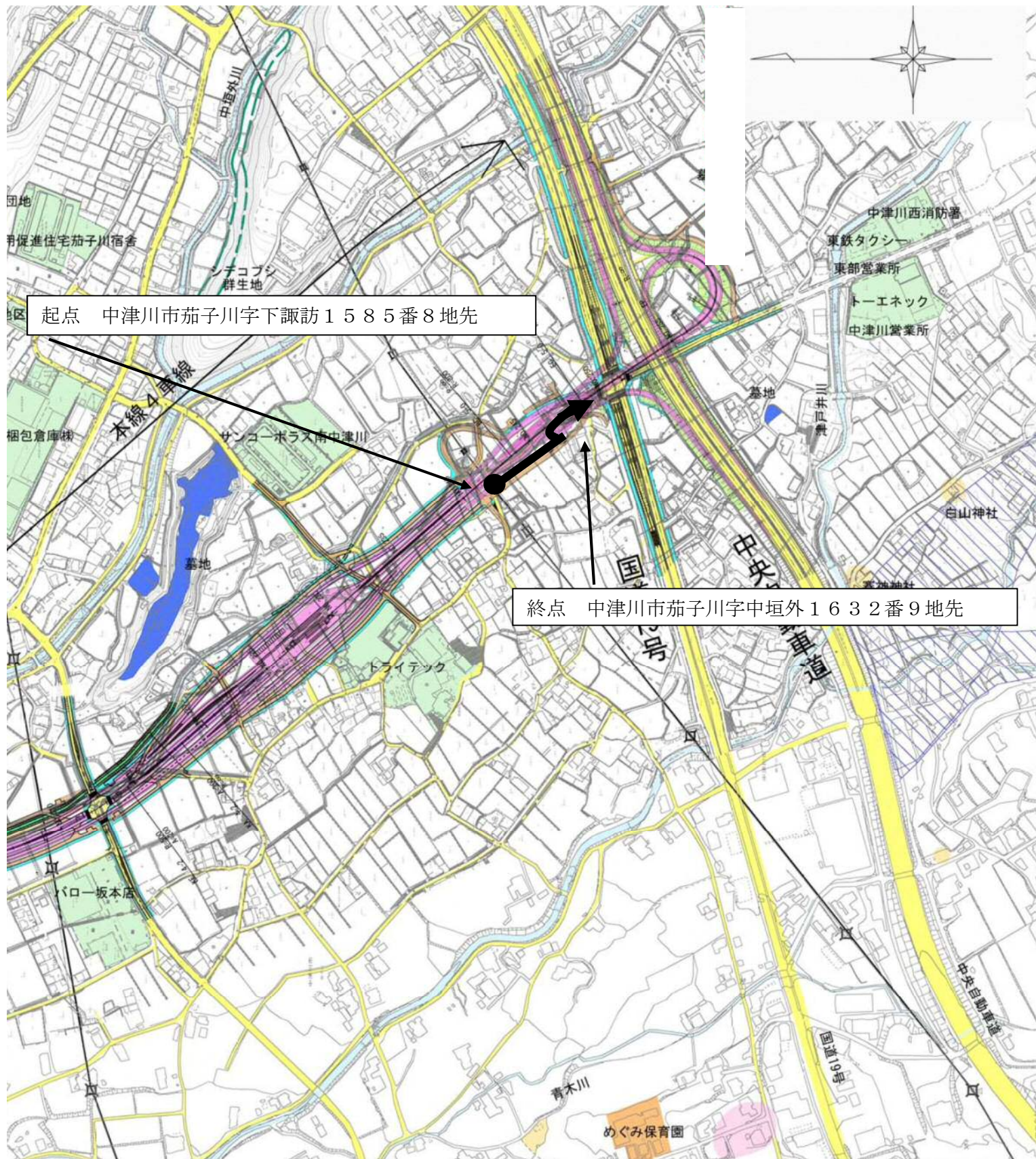
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3293	坂本293号線	中津川市茄子川字下諏訪1585番8地先
		中津川市茄子川字中垣外1632番9地先

位置図 縮尺 1/2,000 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3293	坂本293号線	146.60	5.00~9.30	

議第49号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

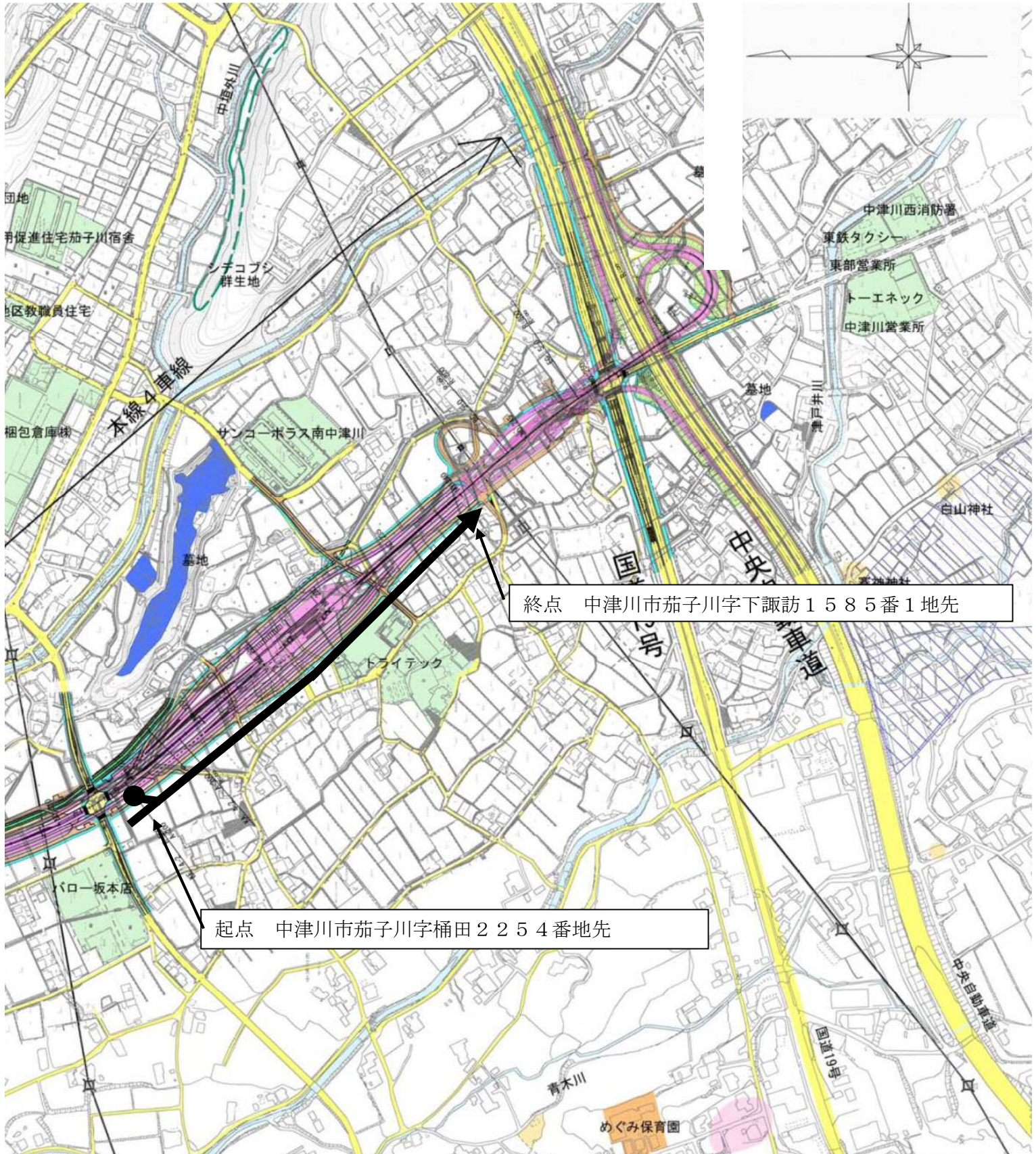
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3294	坂本294号線	中津川市茄子川字桶田2254番地先
		中津川市茄子川字下諏訪1585番1地先

位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3 2 9 4	坂本 2 9 4 号線	5 0 7 . 2 0	5 . 0 0 ~ 7 . 5 0	

議第50号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

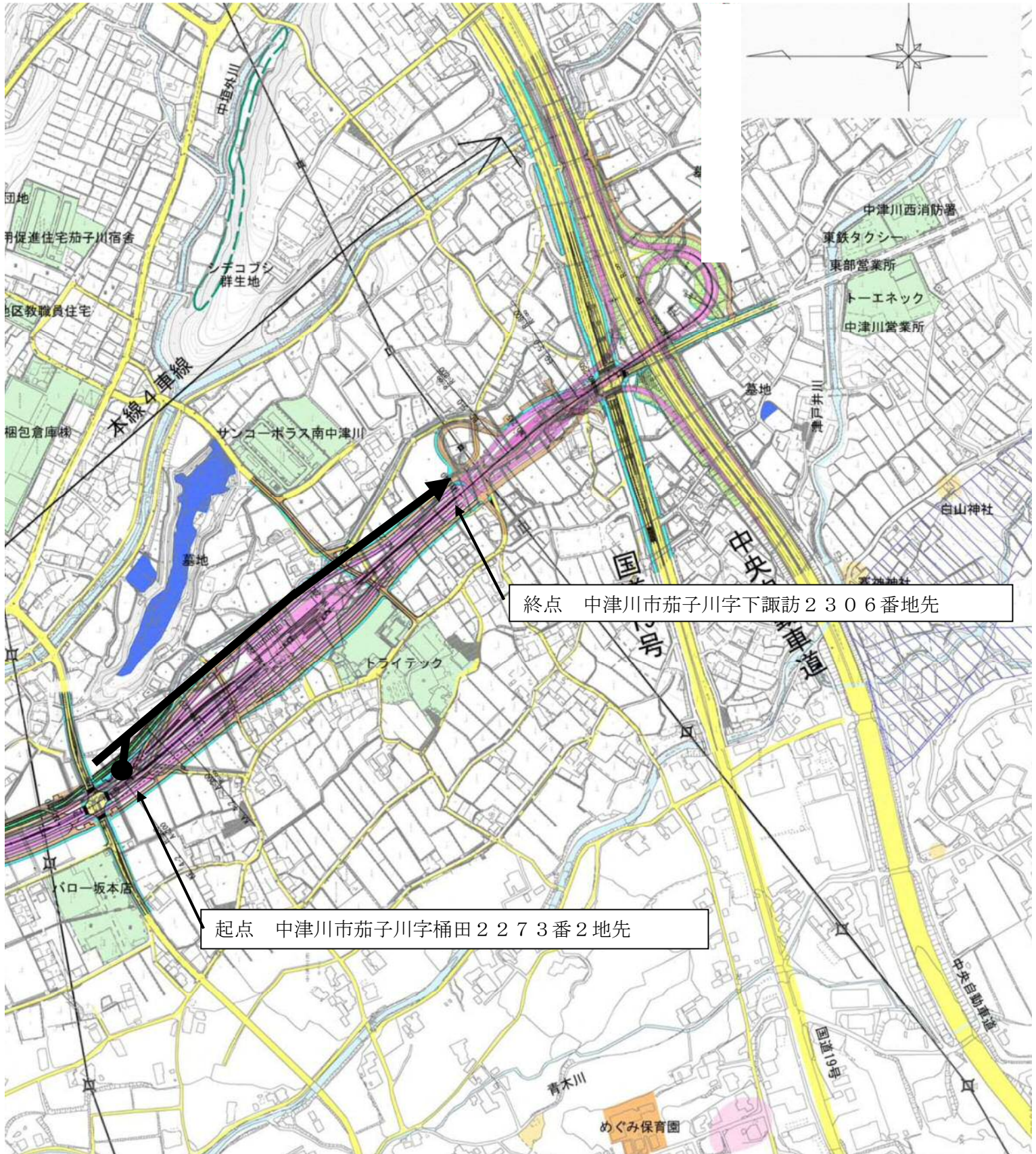
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3295	坂本295号線	中津川市茄子川字桶田2273番2地先
		中津川市茄子川字下諏訪2306番地先

位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



起点 中津川市茄子川字桶田2273番2地先

終点 中津川市茄子川字下諏訪2306番地先

路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3295	坂本295号線	505.80	4.00~7.50	

議第51号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

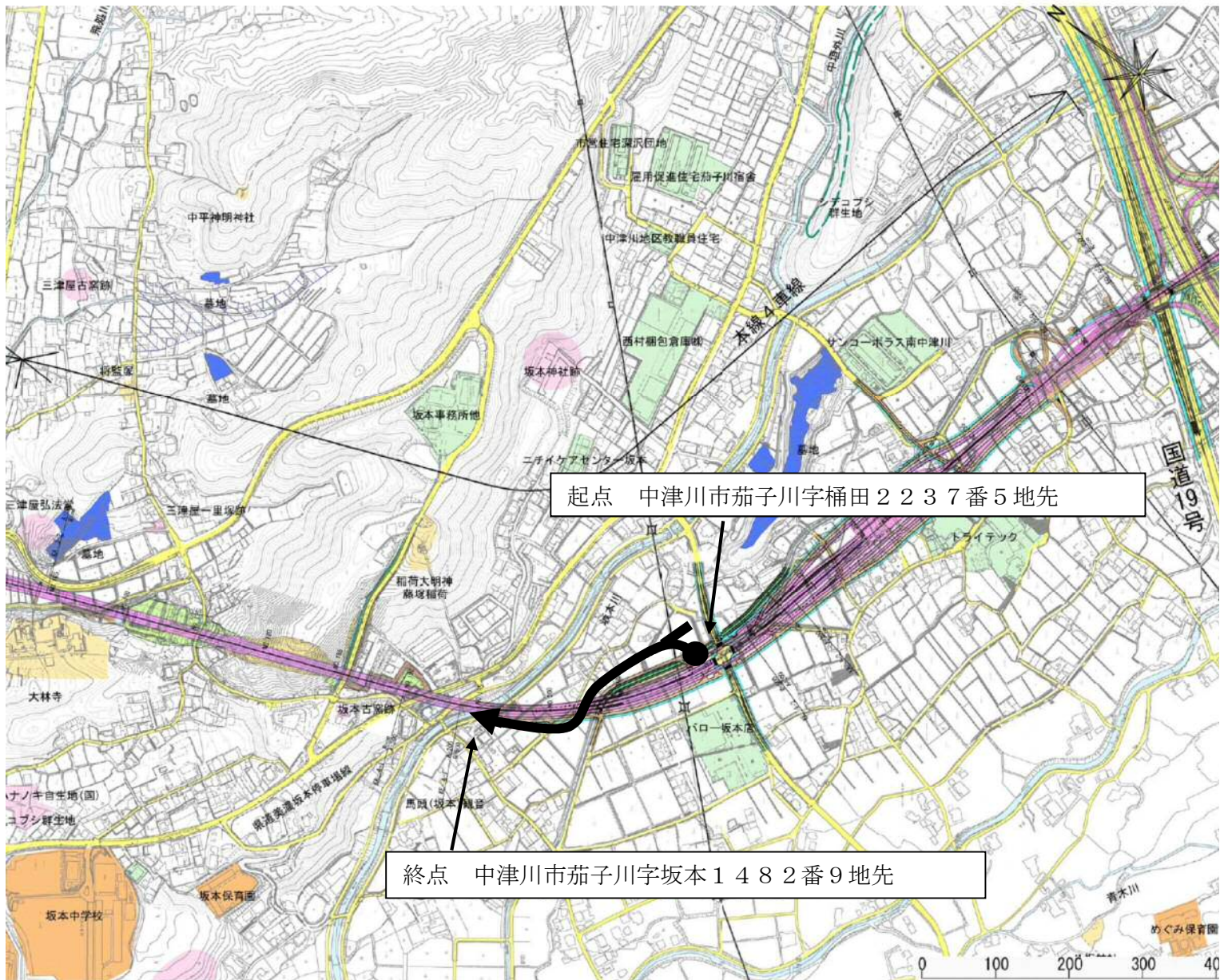
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3296	坂本296号線	中津川市茄子川字桶田2237番5地先
		中津川市茄子川字坂本1482番9地先

# 位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3 2 9 6	坂本 2 9 6 号線	3 0 9 . 7 0	5 . 0 0 ~ 7 . 5 0	



議第52号

市道路線の変更について

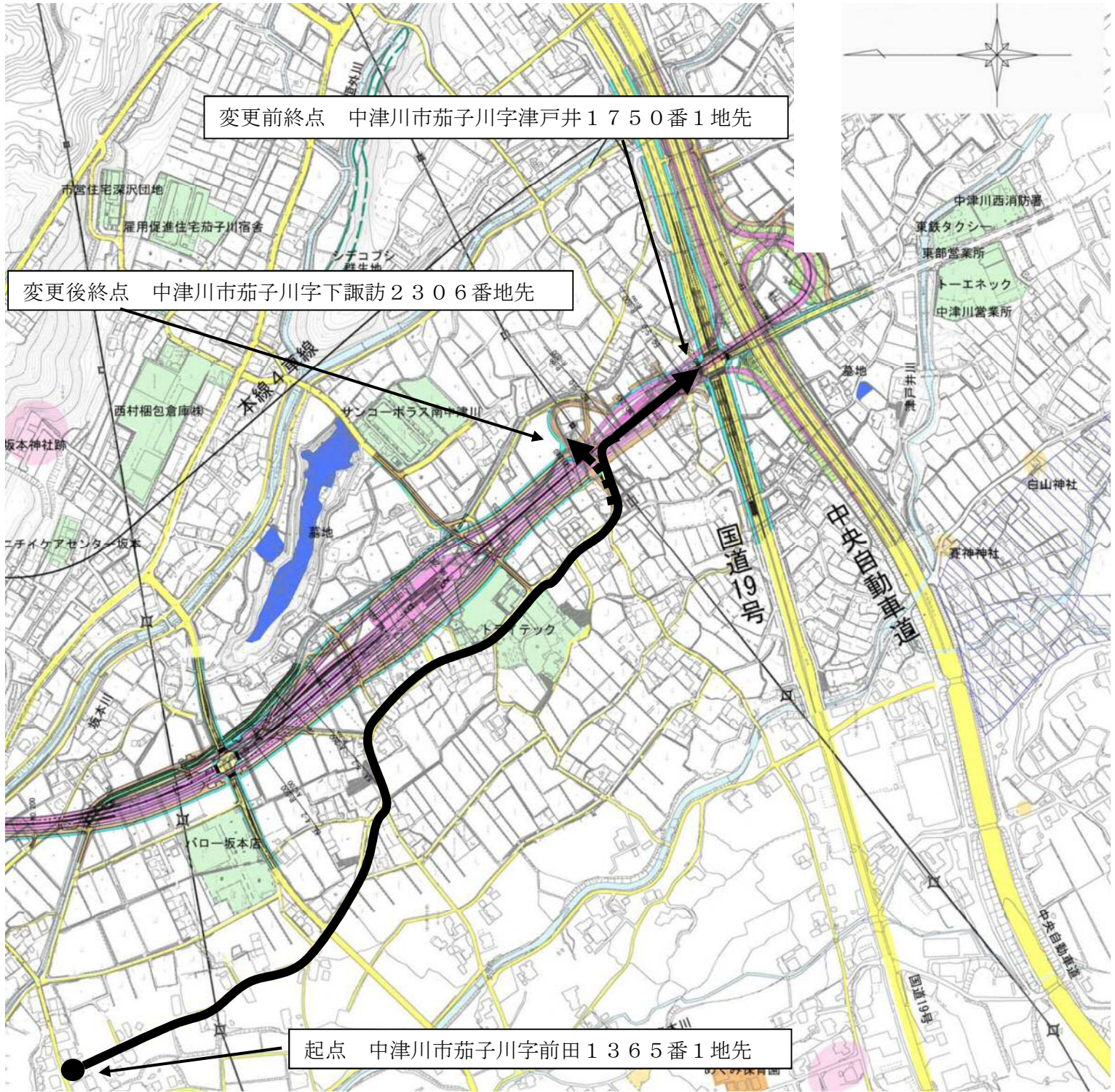
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
0221	前田～津戸井線	前	中津川市茄子川字前田1365番1地先	
			中津川市茄子川字津戸井1750番1地先	
		後	中津川市茄子川字前田1365番1地先	
			中津川市茄子川字下諏訪2306番地先	

位置図 縮尺 1/2,000 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
0221	前田～津戸井線	変更前	1,284.20	3.30～13.05	
		変更後	1,116.00	3.30～29.00	

議第53号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

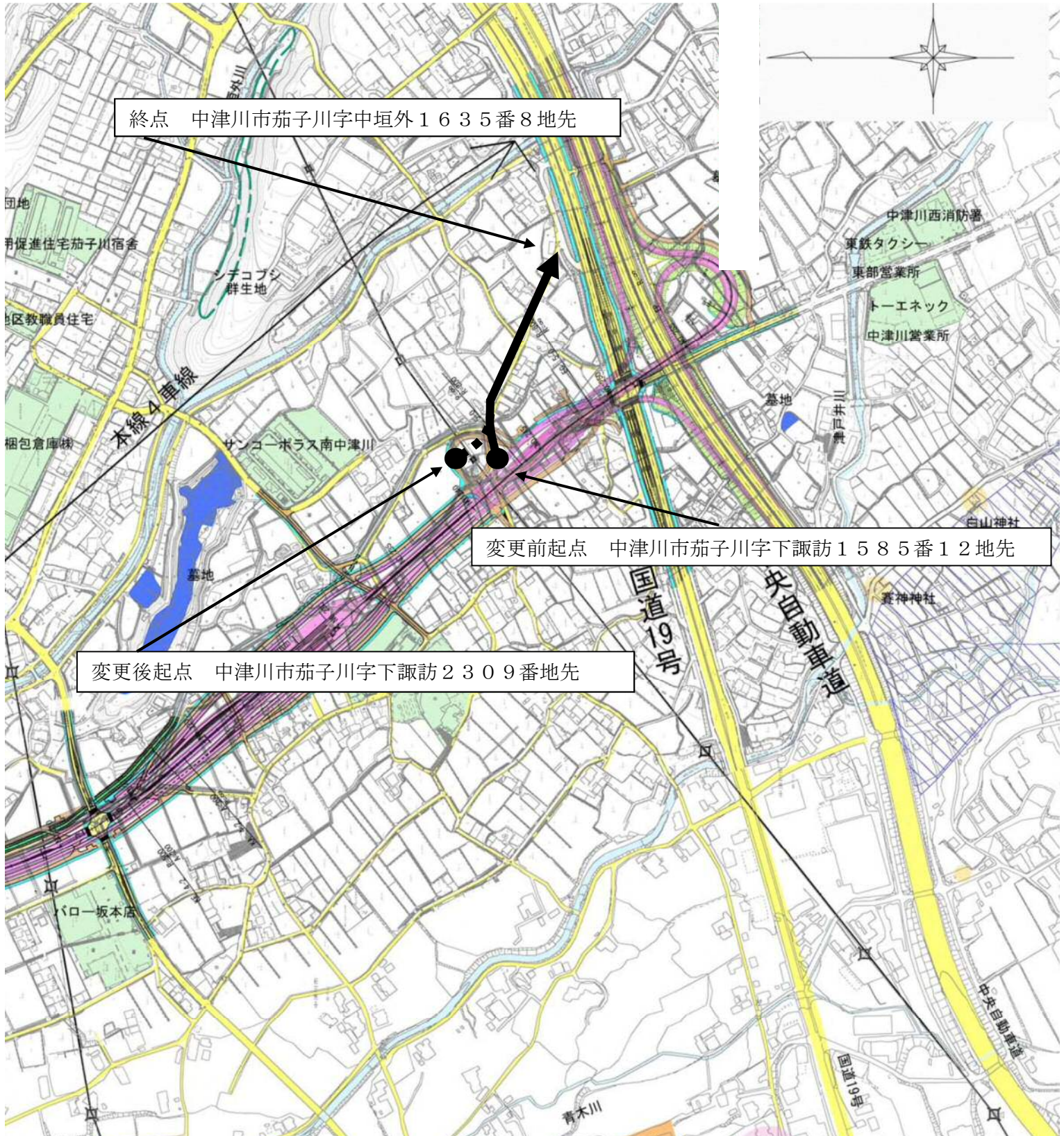
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
3191	坂本191号線	前	中津川市茄子川字下諏訪1585番12地先	
			中津川市茄子川字中垣外1635番8地先	
		後	中津川市茄子川字下諏訪2309番地先	
			中津川市茄子川字中垣外1635番8地先	

# 位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
3191	坂本191号線	変更前	329.10	2.60~7.75	
		変更後	337.50	2.60~7.75	

議第54号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

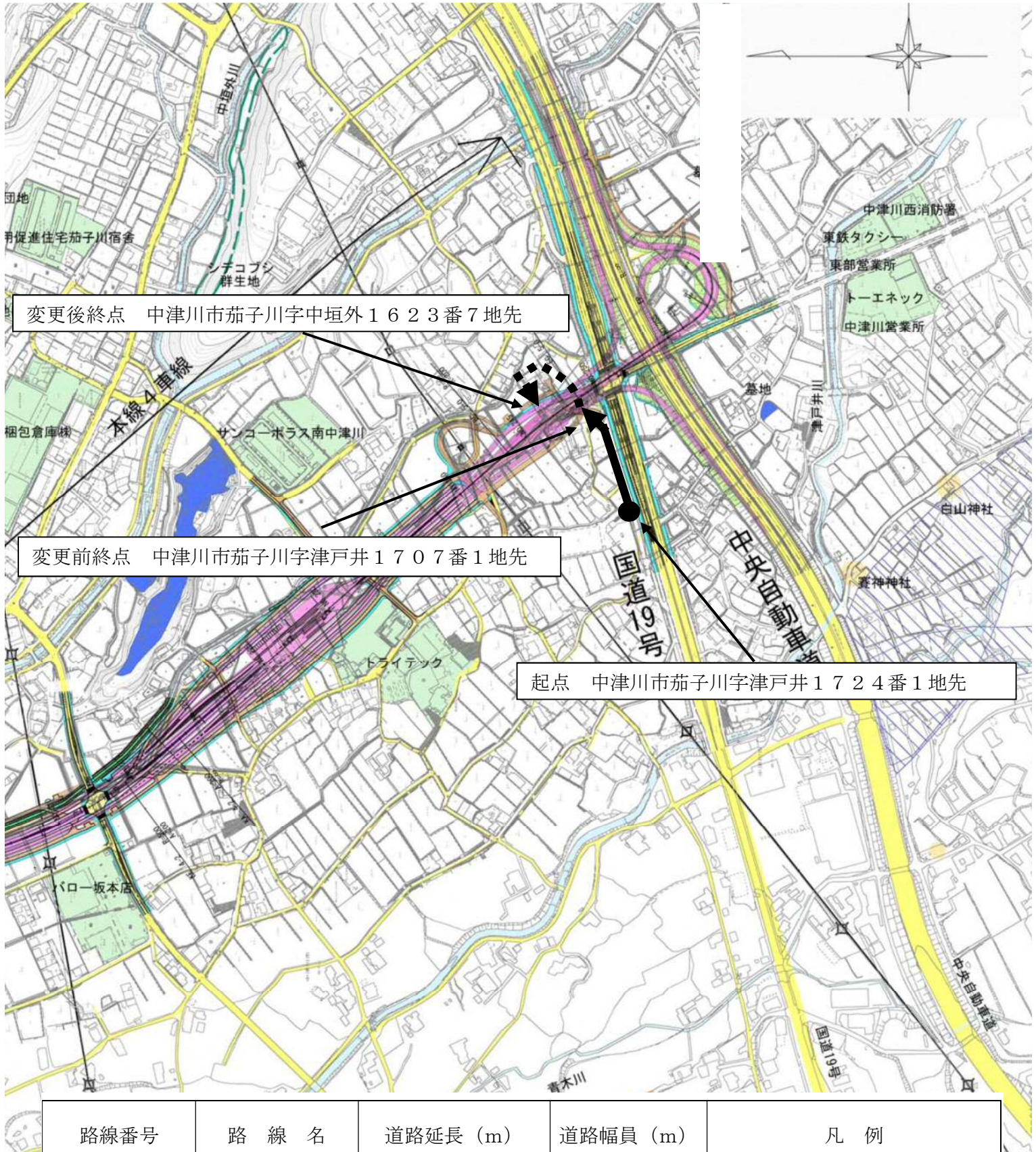
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
3287	坂本287号線	前	中津川市茄子川字津戸井1724番1地先	
			中津川市茄子川字津戸井1707番1地先	
		後	中津川市茄子川字津戸井1724番1地先	
			中津川市茄子川字中垣外1623番7地先	

# 位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
3287	坂本287号線	変更前	221.50	5.05~10.65	
		変更後	301.80	5.05~10.65	

議第55号

市道路線の変更について

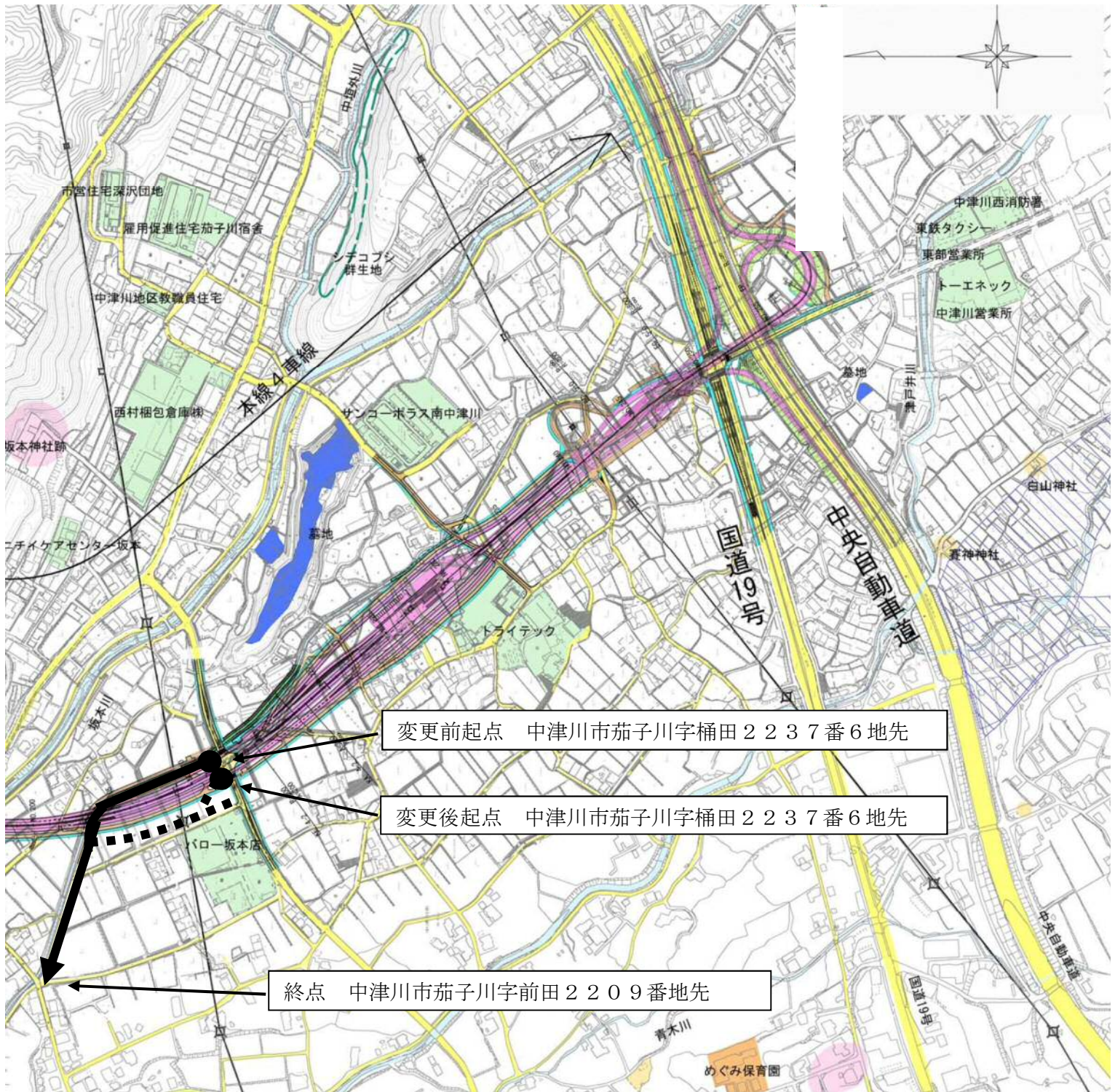
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
3283	坂本283号線	前	中津川市茄子川字桶田2237番6地先	
			中津川市茄子川字前田2209番地先	
		後	中津川市茄子川字桶田2237番6地先	
			中津川市茄子川字前田2209番地先	

位置図 縮尺 1/2,000 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
3 2 8 3	坂本 2 8 3 号線	変更前	372.70	3.30~8.65	
		変更後	300.30		



議第56号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知デイサービスセンター 中津川市付知町5881番地32
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議第57号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下交流促進施設 中津川市坂下450番地2
指定管理者	中津川市坂下388番地1 株式会社 クリエイト
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

議第58号

角領辺地に係る総合整備計画の策定について

角領辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

議第59号

塩野細野辺地に係る総合整備計画の策定について

塩野細野辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

中津川市長 青山節児

# 角領辺地に係る総合整備計画

(平成 31 年度～平成 35 年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

# 総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県中津川市角領辺地  
(辺地の人口 231 人 面積 5.3 K m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市加子母字 砂場、中山、薙野、上垣戸、池田、下中島、西ノ上、金本、板の木、尾山、野中、下吉本、吉金、角領東、角領西

### (2) 地域の中心の位置 中津川市加子母字野中 6025 番地

### (3) 辺地度点数 142 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

角領辺地は、中津川市加子母地区の最南端、JR 中津川駅からは 35km の遠隔地に位置し、国道 256 号を幹線に枝分かれする市道沿いに家屋が点在する地域です。

当地域では、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠いため、日常生活には自動車が欠かせません。

小学生、中学生の安全な通学を確保するために、スクールバスの更新を行い、利便性の向上を図ります。

## 3 公共的施設の整備計画

平成 31 年度から平成 35 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
通学施設	中津川市	( )	16,643	3,680	12,963	12,900
合計		( )	16,643	3,680	12,963	12,900

(注) ( )は全体事業費

当初計画策定 平成 年 月 日

第 1 次変更計画策定 平成 年 月 日

第 2 次変更計画策定 平成 年 月 日

# 塩野細野辺地に係る総合整備計画

(平成 31 年度～平成 35 年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

# 総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県中津川市塩野細野辺地  
(辺地の人口 68 人 面積 4.4 K m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市神坂字 高野山、高野、沼、栃ヶ洞、塩ノ向、天堤、鈴原巾、殿畑北平、殿畑、細野、桂ヶ洞、川原、大沢、中ヲゾ根、中根、丸山、上ノ原、伝田、青木沢、エナギ、丸根、坊主ナギ、堀田、大洞

### (2) 地域の中心の位置 中津川市神坂 1699 番地

### (3) 辺地度数 109 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

塩野細野辺地は、中津川市の南東部、長野県境に接する中津川市神坂地区の北部に位置し、山間に家屋が点在する地域です。

神坂地区は高齢化率が 45.8%と市内で最も高く、当地域は過疎高齢化の影響を大きく受けています。産業は農業が中心ですが、その担い手も高齢化が進んでいます。

このため、農業基盤の維持および地域住民による防災力を向上させるため、用水路、防火水槽を整備するものです。

## 3 公共的施設の整備計画

平成 31 年度から平成 35 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
農業の経営の近代化 のための施設 (用水路)	岐阜県		( ) 900	300	600	600
消防施設 (防火水槽)	岐阜県		( ) 1,950	0	1,950	1,800
合計			( ) 2,850	300	2,550	2,400

(注) ( )は全体事業費

当初計画策定 平成 年 月 日

第 1 次変更計画策定 平成 年 月 日

第 2 次変更計画策定 平成 年 月 日